

第五十八回 国会会議録

参議院内閣委員会会議録 第十ニ号

(一一一)

昭和四十三年四月十六日(火曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動	増田甲子七君
四月十日 辞任	佐藤 達夫君
大森 久司君	佐藤 達夫君
山本 杉君	佐藤 達夫君
菅野 儀作君	佐藤 達夫君
山本茂一郎君	佐藤 達夫君
片山 武夫君	佐藤 達夫君
栗原 祐幸君	佐藤 達夫君
大森 久司君	佐藤 達夫君
栗原 祐幸君	佐藤 達夫君
向井 長年君	佐藤 達夫君
菅野 儀作君	佐藤 達夫君
山本茂一郎君	佐藤 達夫君
片山 武夫君	佐藤 達夫君
井川 伊平君	佐藤 達夫君
菅野 儀作君	佐藤 達夫君
山本茂一郎君	佐藤 達夫君
前川 旦君	佐藤 達夫君
多田 省吾君	佐藤 達夫君
片山 武夫君	佐藤 達夫君
出席者は左のとおり。	
委員長 理事	
委員	

○委員長(井川伊平君) 国の防衛に関する調査のうち、米軍の演習場に関する件を議題といいたします。関係当局から御出席なられました方は、山上防衛施設長官、鎌江施設部長、財満総務部長、竹内建設部長、以上の方々でござります。
○伊藤頭道君 私は、群馬の太田大泉米軍飛行場返還問題に関連するところの水戸射撃場、ひいてはいま問題になつております新島射爆場、こういふ一連の問題について二、三お伺いしたいと思ひます。
まず、いままでの経緯についてですが、赤城さんが防衛府長官の時代に一年号を言いますと三十年から最近まで約十年間、私は当委員会で太田大泉飛行場返還問題を中心に、早急に返還すべき旨を主張して、政府を追及してしまつたわけです。御承知のように、太田大泉米軍飛行場は、太田大泉地区が首都圏の整備法で付近一帯が工場地帯に指定されておること、そういうことも推進力となつて、群馬百六十万県民は強力な返還運動を展開してしまつたわけです。赤城防衛府長官から現在まで約十年間たつておるわけですが、その間に防衛府長官はもう十代もかわつておるわけです。それからちょうど十代になると思うわけです。赤城さんは、三十四年の十二月です、たしか三十四年の十二月の当委員会で、おそらくも明春三月までいたわけです。期日を明確にして返還すべき旨を公約してしまつたわけです。たとえば当時の赤城さんは、三十四年の十二月です、たしか三十四年の三月のころまでには返還できるようになります。それがいつたわけです。たとえば当時の赤城さんは、三十四年の十二月です、たしか三十四年の十二月の当委員会で、おそらくも明春三月までには返還できるようになりますということを公約されたわけです。三十四年十二月で明春ですから、十五年の三月のころまでには返還できるようになります。その補欠として柴田栄君、館哲二君がそれぞれ選任されました。
○本日の会議に付した案件 (米軍の演習場に関する件) (恩給法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査) (内閣提出、衆議院送付) (國家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣送付))

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十日、大森久司君、山本杉君が辞任され、
田中 龍夫君
國務大臣 国務大臣

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十日、大森久司君、山本杉君が辞任され、
田中 龍夫君
國務大臣 国務大臣

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十日、大森久司君、山本杉君が辞任され、
田中 龍夫君
國務大臣 国務大臣

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十日、大森久司君、山本杉君が辞任され、
田中 龍夫君
國務大臣 国務大臣

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十日、大森久司君、山本杉君が辞任され、
田中 龍夫君
國務大臣 国務大臣

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十日、大森久司君、山本杉君が辞任され、
田中 龍夫君
國務大臣 国務大臣

と、なかなかもって容易ならざる様相を呈してい
る。地元の強力な反対、東京都をはじめ十五都県
にわたる漁業組合連合会が猛烈と反対をしてお
り、政府の一部でも反対をしている。こういうこ
とで、この反対を説得するのに、もう相当時日を
要するのではないかというような要素も含んでい
るわけです。

そういうことで、ここでお伺いしたいのは、こ
ういう障害が山積していることを、防衛庁、特に
当面の責任は施設庁ですから、どういうふうに受けとめたのか。共同声明、そして米軍のいわゆる
条件ですね、どんな気持ちで受けつけたのか、何
とかなるという軽い気持ちでやつたのか、これは
一言にして言えば、新島の射爆場はとうてい実現
しそうもないわけです、こういう悪条件がそろつ
ておりますから。ここに問題があらうかと思いま
す。そういうような条件は前からわかつておつた
わけですから、共同声明で返還実現を危ぶんでおつた
ござりますけれども、私はその当時から指摘した
ように、これは容易ならざる事態になってきたと
いうことで、その返還実現を危ぶんでおつたわけ
です。一体政府はどういうふうに考えたのか、そ
の真意のほどをこの機会伺つておきたいと思います。

○政府委員(山上信重君) 太田大泉飛行場の返還
につきましては、ただいまお話をありましたよう
に、昭和三十四年ころから非常に強い御要望もござ
いまして、政府といたしましては、米側との
問題についていろいろ折衝もいたし、意向も尋ね
ただしてきてまいつたのでございますが、アメリ
カ側は、これは代替地を提供するということであ
るならば返還することができるというような意向
でございましたので、その返還のために必要な代
替地というようなものをいろいろ検討いたしてま
ったのでございます。たとえば相馬ヶ原演習場
あるいは渡良瀬川の地域等もいろいろ調査検討し
た時代もございました。まあこれらの点につきま
しては、先生のほうが御存じだと思いますが、そ
れぞこれらの地域につきましてはいろいろ難点

がございまして、どうしても実現することは、こ
れはできないというような結果に至つたのでござ
います。その後、いろいろ検討もいたしてまいっ
た結果、御承知の、昭和四十一年の六月に、松
野・プレストン共同声明におきまして、水戸の対
地射爆場が新島に移転せられました場合は、太
田大泉飛行場の代替として水戸の現在の地域の一
部を使用するということが了解せられたのでござ
います。この水戸の射爆場の移転につきまして
は、これまた長い経過をたどつてまいつたのでござ
います。御承知の衆参両院の科学技術振興
対策特別委員会等におきます決議もござります
るし、また原子力施設等の近隣にござりますると
いう特殊事情もありまして、同じく水戸の射爆場
の移転ということを折衝いたしてまいつた結果、
ただいま申し上げたように、いろいろこれまた候
補地をさがしましたが、むずかしい条件がござ
まして、どうしてもほかにない。新島に、この南
端の地区を中心とする施設が取得できるならば、
水戸の代がえ地として取得可能である、米側も應
じ得るということになりました。したがつて、水
戸の射爆場も移転できる、かつまた太田大泉の長
年の懸案でありました問題もこれによつて解決で
きるということで、この共同声明が受けとめられ
たのでござります。

この共同声明におきましては、米側から、しか
らば新島の南端に射爆場を設置するとして、その
際米側が受諾し得る条件といらもの技術的な検
討をやつて、それを日本側に提示するということ
に相なつておつたのでござります。その技術的提
案が、いろいろこちらも意見を申しましたが、最
近に至りまして米側の提案がなされてまいつたも
のでござりまするから、これを関係機関にお示しを
して、そしてこれから関係機関と十分協議もいた
しましたが、この断崖があればこそ、それが風景美の
一要素になっておるわけです。それがもうめちゃくちやになるわけですね。
それは後ほどお伺いいたしますが、そこで、こ
こでお伺いしたいのは、米側はまさしくそういう
要求を出しておるようですが、施設庁はこの要求
に対して一体どう対処するのか。こういうことを
まずお伺いしたいと思います。

○政府委員(山上信重君) 土工事の問題でござ
ますが、これは從来、水戸の射爆場は、土地の面
積が約千三百万平方メートルといふ広さでござ
ります。これに対しても、新島の端々地区を中心とす
る面積は約二百万平方メートル、大体六分の一程
度ということで、当初からそういう線で話をして
まいつたのでござりまするが、水戸におきまして
は、陸地が相当広いということで、この演習が
したいと、われわれは考えておる次第でございま
す。

○伊藤顯道君 次にお伺いしたいのは、新島に射
爆場がもしできるといったしますと、その建設に伴
う障害が山積しておるわけですが、その主要なもの
について二、三お伺いしたいと思うわけです。
まず第一点として、米軍の過大な要求というこ
とに對して、施設庁としては一体どう対処しよう
としておるのか。特に土木工事ですが、たとえ
ば、アメリカ側が新島の南端の端々地区に設けよ
うとする標的の地区については、大体標高百メー
トル近くもあるそうですが、厳格に言うと九十
メートル余でしょう。それを約十五メートルの高
さに削るために、それだけで約四十億の巨額な
費用を要する。しかも三カ年の期間がかかるであ
ろう。こういうきわめて難工事であるわけです。
それだけではないわけとして、その一例をあげる
と、そのことについてこういうことが言えるわけ
です。結局、百メートルに近い断崖を十五メート
ルの高さに、平地にならせというような要求をわ
れわれ日本人として見た場合、これはもう言語道
断、まことにむちやな要求ではないかということ
が言えると思うのです。あとで申し上げる、この
地区は最近、従来国定公園であったものが国立公
園になったわけですが、この断崖があればこそ、
二十数メートルといふところの高さでひとつ飛行
試験をしてみて、よければこれまでがまんしようと
いうところまできた次第でござります。地域の性
質上、地域が狭い、あるいは安全性といふための
必要から、このような要求が出たものと思うので
ございまして、これにつきましては、ある程度ど
うしてもやむを得ないのではないか。これによつ
て工期が相当かかるし、また金も相当かかります
が、これは大きな目的を達するためには、ある
程度のそういうた作業も考え方なければ、直ちにい
まのまままでということは、われわれとしては望ま
しいことではござりまするが、簡単にはまいれな
い。そういうような結果がただいま提案されたよ
うな技術的提案の内容になつておる次第でござ
まして、ただ、これらにつきましては、これで最
後であつて、もう一切動かさぬということとともにわ
れわれは考えておらないのでございまして、今後
またいろいろ話し合いの上で適正などころに落ち
つけるようにいたしたいという希望は持つておる
次第でござります。

メートルのところまで譲歩したかのとき御答弁はないといふ。その時点できれなら安全性が保てるといつた場合にはそれで了承しましようけれども、聞くところによると、米軍は、一応二十数メートル近くまで削つていうことで、いま御答弁になつたのは決定的ではないといふように理解せざるを得ないわけです。ともあれ、いまペトナム戦についても戦局は和平の方向に向かつておって、世界あげて和平の機運が強いわけです。こういう機運の中で、ここに射爆場をつくるということは、これはもう、こそこそをかえて言えば、米軍の戦争準備のための施設——いうことが言える。そのためには四十億という——それだけですよ、がけを平たんにするだけで四十億、三年も、何年もかかると、そういう実に難工事ですね。この難工事をここでやるという、こういう要求を、いま御答弁によると受け入れざるを得ないであろうと、そういうお考えのようですが、これはきわめて問題のあるところだと思つんです。

題にならうかと思つんです。
そこで、アメリカ側としても、ただあくまで軍事施設一点ばかりでそれをがむしやに通そりとすると、日本の国情、現代の世界の動き、そしてまた国民感情、こういうことをもあわせ検討して、米軍としても十分そういうことを、高い次元に立った配慮があつてしかるべきだと思うわけです。そういうことについて、施設局としては一體どう考えておられるのか。今後の交渉にもそのことを頭に置かないと交渉できぬわけですが、なに向こうの言いなりにならぬで、こちらもそういう事情を特に強調する必要があるんではなかろうかと、こういう観点からお伺いしておるわけであります。この点どうですか。

○政府委員(山上信重君)　たいへんごもつともなぞお説だと思ひます。たゞいま私が申し上げましたのは、米軍側と折衝しました経過と、その米側の事情を申し上げた次第でございまして、当初十メートルといつた希望を持っており、それらにつきましては種々工法の工事の問題等につきましても、あるいはその他の問題につきましても、実情に合うようなどいうわれわれの意見も、米側におきましては現在まで相当取り入れて、今日提案がされてきたものではございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、これらにつきましても、なお今後工期あるいは予算等の関係もございまするので、私どもはこれで最終的でなければならぬというふうな考えでは必ずしもなく、今後、米側ともさらに関係方面の御意見もお伺いした上で、折衝を続けて詰めてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○伊藤顯道君 次にお伺いしたいのは、第二の障害である、いわゆる海上水域の制限についてお伺いしたいと思うのですが、新島の近海はカツオとかあるいはサバ、こういう面の非常に豊富な漁場ということがすでに定評になつておるので、遠くは鹿児島あるいは青森、そういう遠くからも漁船が出漁しておるのが現状だと思うのです。そ

上米側は、新島には水戸の約六分の一、一百九十九キロ、平米しか陸上面積が取れないことを理由にして、海上訓練のため出漁を禁止する制限水域については、水戸の約三倍の三百平方キロ、こういうもので、これを要求しておると思うのです。この三百平方キロのうち、約百平方キロは常時制限水域とする、約二百平方キロは使用時制限水域とする、こういうふうな要求であるかと思うのですが、この要求はそのとおりかどうかというふうのこと、いわゆる新島南端から南にはミサイル試射場の制限水域があるわけですね。それは以前にもだいぶ反対論議で世間を騒がした問題ですが、これは年に二十九程度の使用禁止という制限もありますけれども、いずれにしてもそういうことをあわせ考えたとき、漁民の生活は大きく脅かされるのではないか、うか、こういうことが言えると思うのですが、それも設施廳長官の先ほどの答弁から推すと、米軍の利益のためなら日本漁民の犠牲はやむを得ない、こういうふうに考えておられるのかどうか、もしそうだとすると、日本の防衛施設庁は、一体日本の官僚がどうかというところまで問題が出てくると思うのですが、この点いかがですか。

新島試射場設置の際もいろいろございましたので、われわれといたしましては、これらの地域が、これまた、これが最終的な広さだと必ずしも伺つた上で、これらについてはさらに米側とも折衝いたしてまいりたいというふうには考えております。しかしながら、ある水域というものが、どうしても陸上面積が狭くなつておりますから、この安全性のために、相当広い水域が必要であるということは考えなければならぬと思うのでございまして、これに伴いまする漁業者の受ける影響といふことも当然考えなければなりませんので、これらにつきましては、十分また漁業組合その他とも御相談いたしまして、その受ける影響を極力少なくするよう自然配慮するのはもちろんございまますが、影響が出ます対象に対しましては、適正な補償をまあ十分に考慮いたしたいし、また受ける漁業家あるいは組合等が、それだけ生活が立つていいかないというような場合に、これらに對しましてわれわれの基地に関する——昨年できました基地周辺整備法という法律を通していただきまして、この法律の趣旨は、周辺の関係者に与える影響を少なくするということと同時に、民生の安定を十分にやるようにとっておこでございまするので、こういった面からの施策も十分に施してまいり、そうして皆さん方の十分な御理解、御協力を得て、この実現をはかつてまいりたいと、いうふうに考えておる次第でございます。

がはかれるかどうか、そういうところに大きな問題があるかと思います。百億の水揚げとなると、漁民にとっては死活問題であることは言うまでもないと思うんですけれども、どういうふうにして民生安定をはかるのか、これはなかなかもつて容易なわざではなかろうと思うんですが、何か別にいい方法でもあれば別ですが、そういう水域を制限して、なおかつ民生安定がはかれようかといふところに大きな疑問を持たざるを得ないわけなんですが、それは口で民生安定と言うのはやさしいですよ。実際にこの水域を妨害するわけですから、なかなかもつて容易な問題ではない。なまやさしい問題ではないと思うんですが、この点どうですか。

○政府委員(山上信重君) 関係水域が相当広くなりますれば影響するところも大きいので、これらにつきましてどういう方法にするかということは、今後漁業家あるいは漁業組合等とも十分御相談した上で必要な方法をとつてしまいたい。生産性を高めるような施設等につきましても考慮いたさなければならぬ。また、単に金で補償するというようなことでは済まないと思いますので、むしろそういう的な施策を今後いろいろ御相談申し上げた上でやってまいりたい。

なお考え方の細部につきましては、施設部長からお答えをさせていただきます。

○政府委員(鑑江士郎君) この新島の周辺で相当漁業の皆さまが影響をこうむるであろうということは、現在考えておりますことでございますが、具体的にしかばこの民生安定事業としてははどういうことを考えておるのかということです。されど、現在私が考へておりますのは、先ほど長官がお答えいたしましたとおり、一昨年制定された防衛施設周辺の整備等に関する法律、これ先生も十分御承知だと思いますが、第四条を適用いたしまして、相当この漁業の皆さまには事業経営に影響があろうと思います。したがいまして、この漁業の損失に対する補償ということは、これはもちろんございますが、具体的にこの事

業経営に及ぼす影響をカバーするためには、無線の取り付け、四条で漁業用の施設という項目があつたことは、これは十分先生も御承知だと思いますが、この漁業用施設といたしまして無線を取り付ける、あるいは指導船の建造について国が、防衛施設が助成措置を講ずるとか、あるいは最近は冷蔵庫あるいは加工所、こういったものにつきましても積極的に補助金を交付するというようなことも考えております。したがいまして、今後この新島でいろいろな影響を受けるといふ場合に、具体的にどういうものがよろしいかといふようなことは、各漁業組合の皆さまとも御相談の上積極的に実施していくたいと、かように考えております。

○伊藤頭道君 次にお伺いしたいのは、観光開発に大きな障害があるという点です。申し上げるまでもなく、新島のある伊豆七島は從来固定公園でありましたけれども、最近国立公園に格上げされ増すであります。そういうことで、今後観光客も激増するであろうことは容易に予測されるわけですが、その国立公園のどまん中に危険きわまる射爆場があるなどということは、常識をもつてはちよと考へ得られないと思うんですが、そういうような観点から、同じ佐藤内閣の厚生省では反対の意思表示をしているといふうに新聞は報道しております。この点は一体どうなのか。

○政府委員(山上信重君) いまお話しのございまして、端々地区につきましては、国立公園地域の中に包含されておるのでござりまするのと、これの関係につきましては、関係の厚生省とも十分御相談した上で——われわれの考えをいたしましたように考へておる次第でござります。

○伊藤頭道君 その御答弁でこちら了承して次に進むという意味ではなく、時間的に制約がございまして、問題を保留して次の問題に入りますが、いろいろ障害があつて、その二、三の問題について指摘申し上げましたけれども、何といつて思ひます。射爆場の予定地である端々地区的台地はほとんど村有地だと思うんです。村有地であつて、その台地の所有者である村委会では、再三反対の決議を上げてあらうかと思うんですね。これまで、輿論開拓にできるだけ支障のないよううに、公共の福祉になるべく差しさわりのないようにないたしたい。どういうふうに具体的にやるかはきわめて非民主的で、問題がますます大きくならうかと思うんです。で、おそらく、こういうような問題は、今後厚生省あるいは関係の

豆七島の上空が民間航空機の主要なルートに現在なっておるわけですが、将来かりに新島に射爆場ができたとすると、米軍機が厚木、横田などから新島に向かわなければならぬ。そういう場合にそのルートがどうなるのか。それはまだはつきりしませんから今後の問題ですが、しかも仮定でありますから深く追及いたしませんが、これは大いに問題のあるところであらうかと思うんですね。同じく海上の航路についても、そこに射爆場ができたことによって、商船などはどうのように迂回せざるを得ないかといふ問題も当然出てくると思いまます。これらの問題について、一体施設としてどのように考へておられるのか。

○政府委員(山上信重君) 民間航空との関係あるいは海上航路との関係につきましては、これまた現在にありますものの調査が当然必要だと考える次第でございまして、これらにつきましては、何ぶん技術的提案がなされ、各省に協議を始めたばかりでございますが、これから十分に御相談いたし、必要な調整をはかつてしまいたいと、かように考へておる次第でござります。

○伊藤頭道君 その御答弁でこちら了承して次に進むという意味ではなく、時間的に制約がございまして、問題を保留して次の問題に入りますが、いろいろ障害があつて、その二、三の問題について指摘申し上げましたけれども、何といつて思ひます。射爆場の予定地である端々地区的台地はほとんど村有地だと思うんです。村有地であつて、その台地の所有者である村委会では、再三反対の決議を上げてあらうかと思うんですね。これを押し切つて建設するということになると、これがきわめて非民主的で、問題がますます大きくならうかと思うんです。で、おそらく、こういうような問題は、今後厚生省あるいは関係の

す。その点一体どういうふうに考へておられるのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(山上信重君) 端々地区が村有地でもございまするので、これは当然新島村当局に御協議をいたさなければならぬことは当然であると存じます。そこで、ただいま新島村におきましては、新島村とよくお話し合いをして、十分な御理解と御協力を得た上で実現をはかつてまいりたい。決して強行するというような感覚ではありませんが、十分に村当局と今後話し合いをしてまいりたい、かように考へておる次第でござります。

○伊藤頭道君 この新島には基地設置反対闘争の実績があるわけです。これは去る三十五年に、地元民は賛否両派に分かれて激しい闘争が展開されましたわけです。しかし、もうあの当時で終わつたではありませんして、その後の反対派は、同島の港から試射場に通じるいわゆる一本の村道の所有権、あるいは試射場内部の入り会い権、この権利は反対派の個人にあるとして、國及び村を相手に訴訟を起こしたわけです。その訴訟の結果は、これは東京地裁がやつたわけですが、四十一年初めこの主張の大半を認めておるわけです。認めて、國と村に敗訴の判決を下した事実があるわけですね。これは御承知だらうと思う。もちろん、國と村は敗訴の言い渡しを受けたから、目下控訴中と聞いておるわけですが、したがつて控訴しても、また重ねて敗訴になつた場合もあり得るし、そうでない場合もあり得るわけですが、そういう経緯があるわけですね。したがつて、この控訴審は

いうような点について、施設庁としては一体どういうふうに受けとめ、考ておられるのか、この機会にお伺いしておきたいと思うのです。

○政府委員(山上信重君) 道路に対する入り合い権の訴訟の経過につきましては、いまお話をあつたように、第一審で一部敗訴をいたしておるのでござりまするが、これにつきましては、ただいま村当局と共同で控訴中でございまして、村当局の意向といいたしましても、これは絶対に勝訴できるという意見でもござりまするし、われわれとしても、そのような考え方のものとの訴訟は処理してまいりたいというふうに考ておる次第でござります。

一方、ただいまお話をありましたような反対的な空氣があるということも承知はいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、水戸の射爆場あるいは太田大泉のこういった演習場の代替施設として、一体どういうところが得られるのかが、いまのところ適當な候補地がないというふうなことを検討いたしましたら、この横田あるいは厚木からおおむね二百キロ以内というような地域で代替施設をさがすとすれば、ほかをどこをさがしても、いまのところ適當な候補地がないというふうなことを検討いたしましたら、この横田あるいは厚木からおおむね二百キロ以内というふうな地域で代替施設をさがすとすれば、ほかをどこをさがしても、いまのところ適當な候補地がないといふ現状でござりまするので、われわれといいたしましては、それらの点を十分に今後趣旨を説明いたしました。御理解、御協力を得て、この実現をはかるよう努力いたしたい、かように考ておる次第でござります。

○伊藤顕道君 もしこの新島に射爆場が建設されると、まあ仮定ですが、そういう仮定に立つと、米軍は将来ナバーム弾とか五百ポンドの爆弾、こういうものを使つて実射をするという、そういう意向があるやに聞いておるわけです。その点については、施設庁としてはどういうふうに把握しておられるか、この際お伺いいたしました。

○政府委員(山上信重君) 新島におきます訓練の態様につきましては、われわれいたしましては、現在本戸において行なわれておるものとそろ大差ないものになるだらうというふうに理解いたして

おります。ただ、この細部につきましては、今後米側とも十分に協議してまいりたい、こういうふうに考ておる次第であります。

○伊藤顕道君 この問題は深く追及しても、施設

廳がそう答弁すれば、将来の問題ですから、ここでにわかれに結論は出ないわけですね。これは将来重大な課題となろうかと思うのですが、ただ米軍が、一たん新島の射爆場ができると、これは米軍の権限内に入るわけですから、ナーバーム弾を使おうと、五百ボンドの爆弾を使おうと、これはもう日本なんか、防衛廳とか施設廳なんか、全然問題にしていいでしようから、どんどん強行するであらうことは容易に推察できるわけです。これは推察の時点です。そういうふうにここであなたのほうでやられないようになりますと、そこでは、今後の問題ですから、これはまた課題として将来に残すこととして、さて、米軍側がこのよう新島の百メートルの断崖を十メートル、十五メートルに削れなどというそういう一連の難題は、ことばをかえて申し上げますが、これはあまりにも誠意のない話ではないか、米軍側にほんとに水戸射爆場を返還しようとする誠意があるのかないのかが、この点についても疑問を持たざるを得ないわけですが、そこでお伺いしたいのは、正確なところ、合計どのくらいかかるのか、これらふうに解釈しておるかのごとく聞いておるわけです。これは、この点についても疑問を持たざるを得ないわけですが、そこでお伺いしたいのは、正確なところ、合計どのくらいかかるのか、これはもちろん予定でしようから、施設廳としては現時点に立ってどのくらいかかる、それは責任を持つて御答弁をいただくこと、日本の全額負担というふうに了承しておるのかどうかということが、この二点についてお伺いしたい。

○政府委員(山上信重君) 具体的な所要の価額につきましては、今後算定を詳細にいたさないと、正確な数字ということは申せないかと思いますが、端々地区におけるところの土工事あるいは補助飛行場、あるいはその他の測量所等、補助施設を含めまして、全体でわれわれのいま予測している金額では五、六十億ではないかというふうに予測いたしております。なお、そのほかに漁業補償の費用等が若干あるであろうというふうな考えであります。これが実現できるように、今後われわれも最大の努力をいたしたい、かように考ておる次第でござります。

○伊藤顕道君 まあアメリカ一辺倒の政府の立場からすると、誠意がないのではないかと言えば、誠

意がございませんとは言えないでしよう。したがつて、この問題は深追いはいたしませんが、結局以上申し上げたように、断崖の地ならしく、あるいは十五都県にわたる漁民への補償、あらは射撃場の補助施設としていろいろなものがございませんとは言えないでしよう。そういうふうに考ておる次第でございます。

○伊藤顕道君 この問題は深く追及しても、施設廳が、いまお話をありましたように、元来この移転ということは、日本政府が水戸並びに太田大泉の返還をするための一つのやり方として、ぜひ移転してほしいということでお申し出たものでございませんので、この経費につきましては、日本政府が、あるいは日本側が負担するのがたまえだと思います。

○伊藤顕道君 いまの二番目の問題についてですが、日本側が要請したから日本が当然全額負担しなければならぬ、一応もつとものように聞こえますけれども、たとえば百メートルの山を十五メートルに削れという要求は、日本の要請ではないと、この二点についてお伺いしたい。

○政府委員(山上信重君) 具体的な所要の価額につきましては、今後算定を詳細にいたさないと、正確な数字ということは申せないかと思いますが、端々地区におけるところの土工事あるいは補助飛行場、あるいはその他の測量所等、補助施設を含めまして、全体でわれわれのいま予測している金額では五、六十億ではないかというふうに予測いたしております。なお、そのほかに漁業補償の費用等が若干あるであろうというふうな考えであります。これが実現できるように、今後われわれも最大の努力をいたしたい、かのように考ておる次第でござります。

○伊藤顕道君 まあアメリカ一辺倒の政府の立場からすると、誠意がないのではないかと言えば、誠意がないと、詳細な数字が出てまいりませんので、これらにつきましては、関係の方々のいろいろの意見を伺つた上で、具体的な姿がまとまって

ごくラフな数字でございまして、恐縮でございますが、あるいは今後もう少し進行いたした暁におきましては、詳細な数字が出てくるかと思つておられます。

○伊藤顕道君 まあアメリカ一辺倒の政府の立場からすると、誠意がないのではないかと言えば、誠意がないと、詳細な数字が出てまいりませんので、これらにつきましては、関係の方々のいろいろの意見を伺つた上で、具体的な姿がまとまって

ものとしては、新島のいまのあの山のまではぐいが悪い、削つてもらわなければ受け取れないというのが、米側の技術的な要求になつておりますので、内容は相当工事の量を伴いまするが、筋合いからいつてはやむを得ないのではないかと思つておる次第でございます。

○伊藤頭道君 施設局長官も視察をしてるとおっしゃるけれども、いろいろお尋ねする私自身も、

かゝつて新島上空を何回も旋回して、空中からぶ

さにその状況を観察しておるわけです。したがつて、いかにあそこを平坦にすることの難工事であるかということは、この目で確認しておるわけです。したがつて、そういう観点に立つてお伺いしておるわけです。

さて、米側がこういうふうに、いろいろな障害

があるものにもかかわらず、過大な要求をしてく

る。で、施設局がこれを受けて、かりに射爆場を

ここにつくつたとしても、いま日本をめぐる世界

の情勢は目まぐるしく変転しておるわけです。し

たがつて、場合によると、そんな物騒なものを作

り、この機会に承つておきたいと思います。

○政府委員(山上信重君) 非常にむずかしい問題でござりますので、私が御答弁申し上げるのは適切かどうかわかりませんが、私なりの考え方で御了

承いただければ申し上げたいと思いますが、たゞいま、日本の安全保障のためには日米安保条約がどうしても必要であるという大前提に立つて日本本の安全保障を考えておるというたまえからいをしますと、安保条約に基づくところの在日米軍の駐留ということが前提になつておる次第でございまして、これによつて、この横田には米空軍が駐留いたしておる次第でございます。米軍の空軍の射爆撃訓練ということも、これはそういう施設がなければ、軍事力を維持するということでもさういふことによって、この横田には米空軍が駐留いたしておる次第でございます。米軍の空軍の射爆撃訓練といふことは、そのままこれまでやむを得ない限り、私はそういった在

きないというように考へるのでございまして、したがつて、ベトナム情勢の変化というようなことで世界の情勢は変わるといたしましても、さようなたでまえが変わらない限り、私はそういった在

日米軍に対する射爆撃場の提供ということが必要

と考へなければ、軍事力を維持するということでもござります。

なお、この射爆撃場につきましては、米側とい

たしましては、日本の航空自衛隊の共同使用も、

これも差しつかえないという意見をとつておる

でございまして、それこれ考え合わせまして、こ

れらの施設が将来直ちに役に立たなくなるとい

ふうな現在考へは持つておらない次第でございま

す。

○伊藤頭道君 次にお伺いする問題は、防衛局長

官にお伺いしたい問題であります。さりとて施

設局長官としても、このことを踏まえておかぬと

わからぬ問題でありますので、ごく簡単にお伺い

して、詳細は防衛局長官御出席のおり、あらため

てお伺いすることにいたします。

○伊藤頭道君 次に、お伺いしたいのは、防衛局が、以上申し

上げたようないろいろな障害が山積しておるにも

かかわらず、特に施設局としては、新島に射爆場

を建設しようという意欲を燃やしておるよう見

に発展したわけですが、水戸射爆場も返還にはな

らない。そななりますと、私は最終的な目標とし

てお伺いしている太田大泉飛行場も、これも

国会でのしばしばの公約にもかかわらず、これも

実現されぬということになるわけです。そなだと

ですよ。そうなると、国内情勢から見て、水戸射

爆場を自衛隊がそのまま引き継いで使用するとい

うことばつと望めない。また東京から遠くな

い場所に自衛隊が独自で建設することもありま

せん。それがいつまでそのままからい

ます。そこで、これが明確にして約束されておるわけです。そ

ういうことになると、これはこのままでうやむや

になつてしまつわけです。もし新島に射爆場ができ

ない——そういう公算が強いですが、そななる

と、国会で公約したこの太田大泉飛行場の返還の

問題は一体どうなるのか、そういうことにまた戻

らざるを得ないわけです。で、太田大泉飛行場返還

について、国会の従来の問題としては、新島に射

爆場ができたら太田大泉を返還する、そういう公

約では決してなかつたわけです。だから新島には

あなたより、この際むしろ防衛局長官にお伺いし

たいというのはそのところです、防衛局全体とし

たがつて、ペトナム情勢の変化といふことでも

お伺いしておきたいと思います。

○政府委員(山上信重君) われわれは別に有事駐

留になつた場合の措置として考へておるではございませんで、在日米軍に提供する施設として、

代替施設として新島は必要だというふうに考え

て、ただいまいろいろ施設をしておると、こうい

う状況でござります。

○伊藤頭道君 そこで最後にお伺いしたいのは、

この新島の射爆場建設については、地元をはじ

め、以上指摘申し上げたような障害が山積してお

るわけですが、さてその反対を説得するだけで

も、先ほども御指摘申し上げたように何年もかかる

といふような難問題であろうと思うんです。し

たがつて、この問題が解決して、さて建設という

ようなことになるのに——もしもかりにそこまで

好転したとしても、これは防衛局から見て好転で

しよう。われわれから見ると反対の立場ですか

ら——そういうことになると、長い間、水戸射爆

場については、誤射、誤爆事件があつて、国会の

場で問題になつて、そういうことも手伝つて、水

戸射爆場を返還しなければならぬ、こういう問題

に発展したわけですが、水戸射爆場も返還にはな

らない。そななりますと、私は最終的な目標とし

てお伺いしている太田大泉飛行場も、これも

国会でのしばしばの公約にもかかわらず、これも

実現されぬということになるわけです。そなだと

んできたわけです。これは世界の議会史上を調べても、こういう事例はないと思うのです。一国の責任ある大臣が国会の場で約束したことと、これは食堂で約束したとか、廊下で約束したとかいうのと違う。この委員会の場で公約されたことです。それが十年近くもたつて今までに解決しないということは、非常に問題があると思う。こういうことでいいのか。これを要約すれば、最初も御指摘申し上げましたが、行政の府が立法の府を軽視しておる、無視しておる、そういうことにもつながるわけです。きわめて遺憾千万だと思うのです。何はともあれ、公約を実現して、新島のいからんにかかわらず、この太田大泉並びに水戸の射撃場の返還については、政府はもっと真剣に取り組んでもらいたい。そんな見込みのない新島と取り組んだって問題にならぬじやないですか。結局、四十一年六月の共同声明なるものも、ほんの一つの隠れみのにすぎない。それで世間をごまかしたかのごとく、そういうふうに受け取れぬ事態になつておるわけですよ。この点は防衛府長官に重ねてお伺いするわけですが、施設府長官としては、そういう問題について、一体どういう考え方を持つておられ、今後どういう決意のもとに取り組んでいこうとするのか。当面の責任者は施設府長官あなたですから、あえてお伺いしておきたいと思う。

○政府委員(山上重信君) 太田大泉にせよ、水戸の射撃場を含めまして、これの返還を実現するためには、代替の施設を提供するといふことが、今日必要でござります。その代替の施設としているいろいろ検討した結果、現在では新島以外にないといふのが実情でございますし、それに伴う技術的提案が要約されてきた段階でございますが、これは私は、いろいろ御意見もあるうけれども、いまよりは一步前進したと思っております。今後この問題につきましては、関係の皆さまとも十分御相談をいたし、御協議を申し上げなければならぬことは当然でございますが、われわれこの問題について真剣に取り組んで、そうして皆さまの御意

見、またそれらは十分取り入れて、そらして皆さんの御同意を得て、この実現をはかるようになつたの努力をいたしたいと考えておる次第でござります。

○委員長(井川伊平君) 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○委員長(井川伊平君) 速記をつけて。
午前はこの程度とし、午後二時再開いたしました。

暫時休憩いたします。
午後零時十三分休憩

午後二時九分開会

○委員長(井川伊平君) これより内閣委員会を開いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る四日、予備審査のため付託されました。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま議題と相なりました。

本案は、去る四日、予備審査のため付託されました。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま議題と相なりました。

本案は、去る四日、予備審査のため付託されました。

この法律案による措置は、恩給年額の増額でござります。恩給年額につきましては、「昨年十一月、恩給審議会から当面恩給の増額は、緊急に措置するのが適當であるとの中間答申がなされました。政府といたしましては、この答申の御趣旨を尊重するとともに、六十五歳以上の老齢者、妻子である遺族、傷病者の置かれおりまする立場を考慮いたしまして、昭和四十二年法律第八十三号により、昭和四十年に改定された普通恩給及び扶助料の年額を、その受給者の年齢に応じ、七十歳以上の者については二八・五%、六十五歳以上

また、公務傷病者にかかる恩給につきましては、増加恩給及び七十歳以上の者が受ける傷病年金については二八・五%，七十歳未満の者が受ける傷病年金については二〇%の増額を行ない、昭和四十二年十月から実施いたしました。

しかしながら、最近の経済情勢にかんがみまし

て、昭和四十三年度も恩給年額の改善を行なうの

が適當と考えまして、昭和四十年法律第八十二号

により改定された恩給年額に対する昨年の増額率

二八・五%のものについては三五%に、二〇%の

ものについては二八・五%に、一〇%のものにつ

きましては二〇%に、その増額率をそれぞれ修正

いたしまして恩給年額の増額を行なうこととした

し、昭和四十三年十月から実施いたそうとするも

のござります。

右の措置のほかに、恩給年額の増額措置に伴い

まして、普通恩給についての多額所得者に対する

恩給停止基準を改めますとともに、その他所要の

改正をいたすこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要でござ

ります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御

賛同のほどをお願い申し上げます。

○委員長(井川伊平君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたし

ます。

○委員長(井川伊平君) 次に、国家公務員災害補

助法の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。

本案は、去る十二日、衆議院から送付され、付

託されました。

なお、提案理由の説明はすでに聽取いたしてお

ります。

それでは、これより本案の質疑に入ります。関

係当局からの御出席は、田中総理府総務長官、佐

藤人事院総裁、島職員局長、栗山総理府人事局

長、大野労働省安全衛生局長、村上労働基準局

長、以上の方々でございます。

○政府委員(佐藤達夫君) なかなか鋭い御質疑だと思いますが、私どもの一般的な考え方とは、われわれの考へておる法令改廃についてこうしていただきたいという願望を表現する方法は、実はいろいろあると思います。これはもう御承知のところあります。事実上の行動までも加えればいろいろあると思いますが、したがって、結論はその願望が聞き届けられればいいのであります。したがって、そのときに応じて適切な表明方法を採用してまつておるわけであります。確かにいまの二十三条には、意見を国会、内閣に申し出なければならぬという非常に強い表現をしておりますが、これ

いつておる方法だと思いますけれども、これは他の一つの方法だと思いますけれども、これは他の方法をも禁止したものとは思わないと思うわけで

あります。ただいま御審議を仰ぎますこの今回の案のごときは、実はまあそう言つてはことばが過ぎるかもしませんが、非常に技術的な内容でございまして、各方面いすれにも方々御異存のないようになります。ちょっと刺激を加えておけば、りっぱにこれを成立をさしていただけるというようなものだと思いますが、大だんびらを振りかざして、国會、内閣に御報告を申し上げるというようなはでな形はとる必要はございません。あまり何から何までそういうのはでな形をとつていてますと、ことの大小にかかわらず、ああまた勧告かといふようなことになる危険性も十分、そういうこともありますとおありますというのがお答えでござります。

○山崎昇君 ことばは過ぎかもしぬけれども、軽いことだから人事院としてはこういう措置をとつた、こういう見解なんですね。それなら二十

三条と百八条というの、一体どういう事柄のときに、どういうときにこれを発動するのですか。

わざわざこの規定では明確にきちんとなつてゐる。それも勧告はありません。これは改廃につい

て調査研究をしたりして、人事院としては一定の方向が出たら、そしてそれを法律的に措置をしよ

うというときには、内閣と国会に対して意見を述べなさいと、こうなつてゐる、だから、私は人事院の第一番目にやるべきことは、二十三条ないし百八条に基づいて当然意見を出すべきであつて、それに基づいて政府は政府なりの見解を整える、国会は国会で、人事院のそういう意思といふものをどういうようにするのかといふことを整えるべきだと思う。今回の私は人事院のやり方を見ていると、事務総長から正式に文書が行つてゐるのでもやつぱりあなたのほうの義務としては、自分でつくった法律にちやんとのつとつてやつてもらいたい。もしもあなたの言うような簡便な方法をと

るといふなら、せめて常任委員長なり、あるいは理事なりに、こういう方向で今回やりたいと思ひますと、したがつて、それは二十三条には直接関係はないでやつぱりいたいと思うなら思うとか、そういう話が私はあるならまだいざ知らず、私のほう

が規定上で問題を聞けば、そんなことをやらぬでもいいのだという答弁では、私はやつぱりあなた

の答弁として聞くわけにいかない。したがつて、今はそういうことでやつたけれども、今後そう

いうことはいたしませんならいたしません、あくまでも二十三条なり百八条でやるならやる、そ

うことを明確にしておいてもらいたい。

○政府委員(佐藤達夫君) たしかおととしでありましたか、やはり災害補償法の改正をお願いいたしましたときは、おととしの場合は相当これは重要性のある、また実のある改正でございましたために、国会及び内閣に対して意見の申し出の形をとつた。この公務員災害補償法の従来の経緯を見ましても、そういう形をとつておる場合と、そうでない場合とございますし、やはりこれはいたずらに硬直化するべきことでもないし、事の大小に応じて措置をするのがよからうという気持ちで、今回かのような措置をとりましたことは、これは先ほど述べましたとおりであります。

御趣旨はよくわかりますが、やはり先ほどもちょっと触れましたように、すべて勧告勧告とい

うよりは、皆さんにこれはぜひというようなこと

で大きく取り上げていただけるような事柄に限る

ということも、一つのまた意味のある方法じやな

かるうかという氣もいたしますし、今後いまお話

のように、これをすべて二十三条に基づいてやりますと、ここでお約束申し上げるのもいかがかと

思います。したがいまして、そのつどいまの山崎委員の御批判のようなことをお述べいただくこと

は、これはもう甘んじてお受けいたします。ま

た、そのつど御説明申し上げるということでいかがでございましょうか。

○山崎昇君 総裁からいかがでしようかなんて言

われても、私は、はいよろしくござりますとい

うことになります。それなら總裁、百八条の規定はどうしますか、二十三条がそれほどものごと

ではないでやつぱりいたいと思うなら思うとか、そういう話がはあるならまだいざ知らず、私のほう

が規定上で問題を聞けば、そんなことをやらぬでもいいのだという答弁では、私はやつぱりあなた

の答弁として聞くわけにいかない。したがつて、今はそういうことでやつたけれども、今後そう

いうことはいたしませんならいたしません、あくまでも二十三条なり百八条でやるならやる、そ

うことを明確にしておいてもらいたい。

○政府委員(佐藤達夫君) たしかおととしであり

ましたか、やはり内閣に意見を出すならば、国会にも

関連について調査研究をして、国家公務員についてもそういう内容は変えたほうがよろしいとあなた方研究されたわけでしよう。その結果について

は当然やはり内閣に意見を出すならば、国会にも

出すべきだと思うんです。それは事柄が小さいからややなくてもいいんだという、そういう法律の

運用は私はやめてもらいたい。ですから、やり方

はあなたの言うように、文書で出す場合もあるで

しょう。あるいは事前に内閣委員長等に、国会の

役員に対して言う場合もあるでしょう。その方法

論について私はそうやからましく言うつもりはありませんが、いずれにしても、一番法律をはじめに

八条に違反をしてまで適当にやっていいというこ

とを認めるわけにいきません。ですから、二十三

条できついというならば、百八条を守つてもらい

たい。私の気持ちから言えば、二十三条もしくは

百八条というものは、もっと厳格に守つてもらいたい。事前に国会に対して十分あなたの方の研究の

成果というものを述べてもらいたい。私どもは私どもの立場から十分に研究してみたいと思うんで

す。そういう時間的余裕があつていいんではない

か。そういう観点から責めているんであつて、た

だいたずらに人事院のやつていることを批判して

いるわけじゃないんです。ですから、あくまでも

いるわけじゃないんです。ですから、あくまでも

お約束申し上げるのもいかがかと

思います。したがいまして、そのつどいまの山崎

人事院総裁の答弁としては、二十三条もしくは百

八条に従つて今後やります。そういう答弁でなけ

れば、私は承服できません。

○政府委員(佐藤達夫君) 百八条は退職年金の制

度のことございまして、ちょっと本件の問題と

はねらいの対象が違いますので、二十三条のほう

でひとつ伺つたことにしておいてよろしいと

思いますが、それで、いまお話を点はよくわかりますので、そして、何も今度とりました措置が、国

会をないがしろにして、内閣だけを立てたとい

うことです。ほんとに事務的に連絡をしただけのこと

で、そういう、国会に対する関係を軽視したとかい

うことは毛頭ありませんから、その点は十分御了

承願いたいと思います。

○山崎昇君 総裁ね、私は何も意地悪く、国会を

軽視したとかどうとかという意味で言っているの

ではないのです。けれども、あなたはやはり国家

公務員やるなら、百七条見てくださいよ。これは

退職年金だけではありませんよ、公務員が公務災害した場合のことも含んでいます。それを受けて

百八条は、前条の年金制度について調査研究した場合には国会と内閣、こうなつていている。だから今

回の本件についてだつて当然関与されてくるわけ

です。そういう意味で私は百八条と二十三条と

いうものを重視してあなたにものを言つているわけですから、したがつて、いまの人事院総裁の答

弁では、私はやつぱり納得できない。だから、いたずらにただ国会を軽視したとかどうとかとい

うものを重視してあなたにものを言つているわけですから、したがつて、いまの人事院総裁の答

弁では、私はやつぱり納得できない。そういう答弁でなければ、私はやつぱり了承できない。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ二十三条、それから

百八条は——ともあれそういう精神が百八条に

出しているわけでござりますから、そういう基本的

な精神というものは、これはわれわれも十分念頭

に置いて行動すべきであるうことは言つまでもございません。それからなお、それにして

も、成規の手続をとらないにしても、ある程度の連絡ぐらい必要ではないかというおととばは、こ

れまたよくわかりますので、まあ機械的にここで

お約束申し上げるということもなんなりますけれども、やはりそういう気持ちで今後は臨んでい

くのが、万事円滑ならしめるゆえんではないかと
いう気持ちを表明させておいていただきます。
○山崎昇君 その問題は、縦裁からいま気持ちを
聞かせていただきましたから、それ以上私は深入
りしません。

そこで、今度の法律案に関連をして二、三、少
し基本的なことで公務員の災害補償についてお聞
きをしたいと思います。

第一は、災害補償法の十二条に休業補償という
のがあるわけですね。そこでこの休業補償を見ま
すといふと、「職員が公務上負傷し、又は疾病に
かかり、療養のため勤務することができない場合
において、給与を受けないときは、国は、休業補
償として、その勤務することができない期間につ
き、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支
給する」と、こうなっている。そこで私は、公務
員が公務で負傷するわけありますから、当然生
活は国家で補償しなければならぬと思う。そこで
この百分の六十という規定ができるときの私は論
議は知りませんけれども、百分の六十では、公務
の災害補償としては私はどうも納得できない。具
体的に言えば、この休業補償の百分の六十という
のは、百分の百にすべきではないか、こういう見
解をとるわけです。そこで人事院として、その十
二条の休業補償についてどうお考えになつてある
のか、意見をまず聞きたいと思います。

○政府委員(島四男雄君) ただいまの御質問は、

共済等におきましては、確かに給与の百分の八十

を支給することになっております。この規定だけ

を見ますると、百分の六十と百分の八十の差がご
ざいまして、公務員のは非常に、災害補償の場
合、公務災害にかかる場合、非常に不利ではない
といふ、こういう御質問かと思ひますが、一般に職
員が公務災害を受けますと、在職中でござります
と、大体病気休暇または休職の形をとります。そ
の場合は給与は全額払いますので問題はないと思
います。問題はまあ退職してからの問題だと思います
が、そういうこともございまして、実は私の
ほうでは四十一年の七月一日に休業援護金制度と

くのが、万事円滑ならしめるゆえんではないかと
いう気持ちを表明させておいていただきます。
○山崎昇君 その問題は、縦裁からいま気持ちを
聞かせていただきましたから、それ以上私は深入
りしません。

そこで、今度の法律案に関連をして二、三、少
し基本的なことで公務員の災害補償についてお聞
きをしたいと思います。

第一は、災害補償法の十二条に休業補償という
のがあるわけですね。そこでこの休業補償を見ま
すといふと、「職員が公務上負傷し、又は疾病に
かかり、療養のため勤務することができない場合
において、給与を受けないときは、国は、休業補
償として、その勤務することができない期間につ
き、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支
給する」と、こうなっている。そこで私は、公務
員が公務で負傷するわけありますから、当然生
活は国家で補償しなければならぬと思う。そこで
この百分の六十という規定ができるときの私は論
議は知りませんけれども、百分の六十では、公務
の災害補償としては私はどうも納得できない。具
体的に言えば、この休業補償の百分の六十という
のは、百分の百にすべきではないか、こういう見
解をとるわけです。そこで人事院として、その十
二条の休業補償についてどうお考えになつてある
のか、意見をまず聞きたいと思います。

○政府委員(島四男雄君) ただいまの御質問は、

共済等におきましては、確かに給与の百分の八十

を支給することになっております。この規定だけ

を見ますと、百分の六十と百分の八十の差がご
ざいまして、公務員のは非常に、災害補償の場
合、公務災害にかかる場合、非常に不利ではない
といふ、こういう御質問かと思ひますが、一般に職
員が公務災害を受けますと、在職中でござります
と、大体病気休暇または休職の形をとります。そ
の場合は給与は全額払いますので問題はないと思
います。問題はまあ退職してからの問題だと思います
が、そういうこともございまして、実は私の
ほうでは四十一年の七月一日に休業援護金制度と

いうものを設けまして、これは福祉施設として設
けたわけでございますが、常勤職員につきまして
は百分の二十の上積みをするということによつ
て、そのような不利のないようにという趣旨でそ
のよろしい制度を設けたわけでございます。した
がつて、いまのよろしい共済に比べて不利であると
いうことは、現実問題としてございません。

○山崎昇君 私のお聞きしているのは、共済と比
較して聞いているのではない。公務上負傷をして
本人が給与を受けないときには、国家はその者に
対して、「その勤務することができない期間につ
き、平均給与額の百分の六十」を支給すると書い
てある。だから第一の原因是、公務上の負傷だと
その者の生活を保障するということでなければ意
味をなさないわけです。

第二は、ここに書いてあるように、ほかから給
与を受けない場合ですね、十二条の休業補償とい
うのは。さらに、その勤務することができない期
間だけは生活を保障しますと、こう言つてい
るわけですから、ですから当然私は公務上の負傷
である限りは、国家でその者の生活は、勤務でき
たときと同様の保障をすべきではないかという見
解をとっているわけです。さらに私は、あなたが
いま言われるような他の法律と関連をして言え
ば、たとえば公務員法でいっても、公務員が刑事
事件にひつかつたときですら休職補償として百
分の六十出しておる。百分の六十というものは悪
いことをやつたときと同じレベルではないです
か。そうではなくて、一般公務員がたとえば結核
の場合には、二年間は百分の八十を休職補償としてや
る、そういう制度になつておるわけです。ですか
ら、公務員が公務によって負傷を受けた場合に、
その補償額が百分の六十といふのは低過ぎない
か、当然国家で全額見るべきでないかという私は
を考えると、この百分の六十といふのはどう
も納得ができない。ここで、まあ今度の法律案の
改正ではありませんから、すぐここでどうこう
いう意味ではありませんが、基本的なものの考え方

として人事院はやっぱり検討すべきではないか。
そうでなければ、公務員というのは他の服務そ
の他ではかなり重い規定になつております。重い任務
を背負わされているわけですね。そして、一生懸
命仕事をして、公務によって負傷した場合だけは
悪いことをした者と同様のレベルで生活保障がな
されるということについて、私はやっぱり片手落
ちだと思う。そういう意味でこの規定は少し、改
正するという問題でないにしても、当然国家がそ
の者が勤務しておったときと同様のせめての生活
保障をすべきだと、こう私は思うので、百分の六
十は百分の百にすべきだと思うのですが、あなた
の方の見解を開きたい。

○政府委員(島四男雄君) ただいまの先生の御質
問の趣旨は、これはむしろまるまる全部見るべき
ではないかという御趣旨かと思うのでござります
が、これはILOの条約でも百分の六十といふこと
になつております。この種の社会保険立法は
すべて百分の六十といふことになつております。
そういうような関係もございまして、先ほどの私
傷病のために休業する場合とかは給与の百分の八
十出るという点から見て、若干少な過ぎるという
感じもございましたので、特に福祉施設として休
業援護金制度を設けましてその上積みをしたい、
このようなことでやつておるわけでございます。

○山崎昇君 それは法体系が違うですよ。私の
言つているのは、國家公務員災害補償法でやるべ
きだと言つているのです。いまあなたの言われた
ことも、一九二五年の第七回の国際総会での、公
務不能な場合の補償は平均収入の三分の二とする
という決議のあることも知っています。それを受
けて、從来日本の労働災害に対してはかつての
工場法によつても大体六〇%ラインだということ
も知つています。しかし、それといまの現状と
は、私はだいぶ違うのではないかと思うわけで
す。それに加えて、先ほど申申し上げたように、
自分の都合で傷を受けた場合であつても、結核の
場合には二年間まで休職補償として百分の八十出
す、その他の場合も百分の八十出ず、刑事案件に
す。

○山崎昇君 私は重ねて人事院總裁に、検討した
いということですから、要望したと思うのですが、
もちろん公務員の給与体系にしろ、それから、
この種の災害補償についても、民間のものと全
く離れたことをせよとか、日本全体の社会保険
制度から全く公務員だけかけ離れるなんてことは
申し上げません。ただ人事院のやつてることや
政府のやつてることを見ますと、民間でこうだ

から公務員はこうだという、何かそういう考え方だけでこういう問題も扱われ過ぎているのじやないか。もつと公務員なら公務員に対してもうあるべきかということについては、真剣に私は検討してもらいたい、そういう段階にきておるじゃないか。そこでなければ、公務員に対してもかなり重い任務を預け、そうしてかなりきつい服務規律を負わせながら、片っ方の給与関係を見れば、何か民間並みであり、あるいは民間のあとからついていく、こういうことでは、下級公務員というのは喜んで公務に殉ずるという精神になかなかなってこない。そういう意味でも、特に病気になつた場合、公務のためにからだをこわした場合には、国家はあなたのからだは守ります、あなたの生活を保障します、そういうことがあって、初めて私は公務員というのもっとと真剣に仕事するようになると思うのです。そういう意味で、いま終裁から検討したいということですから、これ以上追及しませんが、ぜひこの問題については検討してほしいということを重ねて要望して次の質問に移りたいと思うのです。

その次にお聞きをしたいのは、第十七条の十のいわゆるスライド制の規定についてお聞きをしたいと思います。

この問題は、おそらく公的年金制度連絡調整会議でも検討をされ、あるいはまた恩給審議会からの答申等とも関連をして、人事院でもいろいろ検討されていると思うのですね。ところが、恩給等についてはかなりの何回かの給与改定が行なわれております。しかし災害補償については何の改定もないのですね、この法律ができて以来。そうして十七条の十の規定を見るといふと、額の改定をすべき条件として三つあげられているわけです。その第一は、国民の生活水準が変わったときに、第二は国家公務員の給与が変わったとき、第三は物価その他の事情に著しい変動があつたとき、こういう状態になっているわけですよ。そうして恩給審議会の今回の答申を見れば、消費物価が五%以上上がつたら恩給額は改定すべきじや

ないかという趣旨のことが答申として出されております。こう考えてみると、公務員の災害補償の場合のスライドについても、当然国家公務員のるべきかということについては、真剣に私は検討してもらいたい、そういう段階にきておるじゃないか。そこでなければ、公務員に対してもかなり重い任務を預け、そうしてかなりきつい服務規律を負わせながら、片っ方の給与関係を見れば、何か民間並みであり、あるいは民間のあとからついていく、こういうことでは、下級公務員というの

は喜んで公務に殉ずるという精神になかなかなってこない。そういう意味でも、特に病気になつた場合、公務のためにからだをこわした場合には、国家はあなたのからだは守ります、あなたの生活を保障します、そういうことがあって、初めて私は公務員というのもっとと真剣に仕事するようになると思うのです。そういう意味で、いま終裁から検討したいということですから、これ以上追及しませんが、ぜひこの問題については検討してほしいということを重ねて要望して次の質問に移りたいと思うのです。

その次にお聞きをしたいのは、第十七条の十のいわゆるスライド制の規定についてお聞きをしたいと思います。

この問題は、おそらく公的年金制度連絡調整会議でも検討をされ、あるいはまた恩給審議会から

務によって病気になつた者が何か見捨てられる、あるいは世の中からおくらされていく、こういうことでは、やはり私はたいへんだと思うのです。ですから、この十七条の十の規定を、もう少しやれば七、八%上がるがつておる。あるいは国民の生活水準についてもかなり前進をしている。あるいは消費物価を見ても毎年少なくて五%，多ければ七八、八%上がるがつておる。こういう状況等を勘案すれば、当然災害補償額の改定ということがあつていいはずだと思います。それが一ぺんもなされていないという意味で、この十七条の十をいつどういう形であなた方は実施されようとするのか、お聞きをしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 大体問題点を十分御理解の上で御質疑であるわけですが、恩給の関係のいわゆるスライド条項がまともに発動するときになった場合は、われわれのほうもやはり腰を据えて考えなければならないということです。いままで手で尋ねになつておるので、そういう点の関係もござりますので、私どもとしては、何もこれをのんびりとくぎづけにしておこうという考えは毛頭持っておりますが、できる限りの実質的な

手当はしておるつもりでございますけれども、なにかが起きたらやりたいと思ひますと、ある程度の周辺を見渡しつつ、御指摘のような方向に持つていただきたいという気持ちでおるわけでござります。

○山崎昇君 私のほうも、どうもあなたのほうで何かが起きたらやりたいと思ひますと、ある程度の周辺を見渡しつつ、御指摘のような方向に持つていただきたいという気持ちでおるわけでござります。

○政府委員(佐藤達夫君) 御指摘の条文は、前回御審議をいたしましたときの法律に入つたわけでありまして、その節も相当皆さまから、叱咤激励を受けたわけであります。したがいまして、決して臨んでおるわけではありません。したがいまして、周辺をあまり見回さずに飛び出でいませんし、周辺をあまり見回さずに飛び出でません。

○山崎昇君 中間のところでと、いう御答弁です

て、この「補償を行なべき事由の生じた日を採用の日とみなして」云々という規定がございまして、たとえば休業補償の場合には、現実に休業補償を受けたときの時点で平均給与額を計算する、したがつて、その方がかりに十年前にやめた、あるいは五年前にやめて、非常に給与のベースが低いときにやめた方であつても、現実に休業補償の給付を受けるときの時点を採用の

ないかという趣旨のことが答申として出されております。こう考えてみると、公務員の災害補償の場合のスライドについても、当然国家公務員のるべきかということについては、真剣に私は検討してもらいたい、そういう段階にきておるじゃないか。そこでなければ、公務員に対してもかなり重い任務を預け、そうしてかなりきつい服務規律を負わせながら、片っ方の給与関係を見れば、何か民間並みであり、あるいは民間のあとからついていく、こういうことでは、下級公務員というの

は喜んで公務に殉ずるという精神になかなかなってこない。そういう意味でも、特に病気になつた場合、公務のためにからだをこわした場合には、国家はあなたのからだは守ります、あなたの生活を保障します、そういうことがあって、初めて私は公務員というのもっとと真剣に仕事するようになると思うのです。そういう意味で、いま終裁から検討したいということですから、これ以上追及しませんが、ぜひこの問題については検討してほしいということを重ねて要望して次の質問に移りたいと思うのです。

その次にお聞きをしたいのは、第十七条の十のいわゆるスライド制の規定についてお聞きをしたいと思います。

この問題は、おそらく公的年金制度連絡調整会議でも検討をされ、あるいはまた恩給審議会から

お尋ねになつておるので、そういう点の関係もござりますので、私どもとしては、何もこれをのんびりとくぎづけにしておこうという考えは毛頭持っておりますが、できる限りの実質的な

手当はしておるつもりでございますけれども、なにかが起きたらやりたいと思ひますと、ある程度の周辺を見渡しつつ、御指摘のような方向に持つていただきたいという気持ちでおるわけでござります。

○政府委員(佐藤達夫君) 御指摘の条文は、前回御審議をいたしましたときの法律に入つたわけでありまして、その節も相当皆さまから、叱咤激励を受けたわけであります。したがいまして、決して臨んでおるわけではありません。したがいまして、周辺をあまり見回さずに飛び出でませんし、周辺をあまり見回さずに飛び出でません。

○山崎昇君 中間のところでと、いう御答弁です

が、あなたのことをじりをとるわけではありませんが、何か人事院というの、どこかでやつたら自分が五%以上上がつたら恩給額は改定すべきじや

日とみなして、そこで計算をいたしましたので、現実にはいま言つたようなベース改定による分はある程度カバーできる。このように考えてやつておる、また、実際そのような運用をしておるわけでございます。さらに七条の五項を見ますと、「平均給与額が著しく公正を欠く場合の平均給与額は、実施機関が人事院の承認を得て定める。」こういう規定がございまして、実施機関において、これが何ほどもひど過ぎるじやないかというときには、人事院の承認を得て適当な平均給与額を出す。それによつていま申したような物価の騰貴あるいはベース改定による変動についての不利はカバーできる、このように私ども運用してまいりてゐるわけでございます。

○山崎昇君 いま詳細な御説明を聞いて、労災保険法の附則の十六条にいう事項については私もわかつております。そこで、先ほど来聞いているのは、それと災害補償法の十七条の十の規定の運用

との関連はどうなりますかということを聞いておるわけです、第一に。そこで私は、当然国家公務員災害補償法ですから、十七条の十の規定のほう

が優先すると思うわけです。いずれにしても、これに従いましてあなた方はやはりスライドという

ことを考えなければならぬことではないか、こう

思うわけです。その場合のスライドする場合の要件とは何かというと、さつき読み上げましたよう

に三つしかない。そこで現実にこれを私ども見る

と、昭和三十五年以來、公務員の給与は何だ

かなどといつても五割以上上がつておる。あるい

は物価については、これまた四、五割に近いくら

い上がつておる。国民の生活水準も、これはなか

なか平均してはかることができないにしても、実

感としてはかなり上がつておる。こういうふうに受ける。そうなれば当然私はこの十七条の十とい

うのは、具体的に運用する方法について人事院は考えておかなければならぬと思うのですが、今日ま

で一回もないんです。そういうことは聞いてない。そこへ先ほど指摘したように、恩給審議会か

らの指摘としては、消費者物価五%上がつた場合

には考えなさいという内容のものが出てきています。そういうときだから、当然この十七条の十の運営についてはどうされるのか、具体的に。それをあくまでもいま説明のあったような、労災保険法の附則の十六条の考え方でやるのか、災害補償法の十七条の十の規定でやるのか、その辺をまず

一つ明確にしてくれということなんですね。それと、十七条の十でやるとすれば、具体的なことを人事院はどう考えておるか、この点を重ねて聞いておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 十七条の十に対する考え方については、先ほど触れましたとおりであります。いま局長がお答えしましたのは、ほかに

それと実質的に準ずるような措置が、道がありま

すよと、しかも、それは十分頭に入れて善処して

きておりますということを申し上げておるわけであります。まあ、はでな形をとるか、じみな形を

どるかという表現もあるはできるかも知れませんけれども、はでな形をとるために、先ほど申

しましたよと、しかも、それは十分頭に入れて善処しておるわけなんですね。ところが、何で期末、勤勉手当だけ入らぬのか、これは私にはちょっとわからぬ。まず、そこから、期末、勤勉手当だけ

つもりでございます。要するに、他の公的年金制度といものとの関連をも無視して、公務災害のほうだけが先に飛び出すわけにもいかないという

ことがやつぱりありますので、これも先ほど触れた

うだけが生かすためには、あなた方が具体的にどうしようとしているのか、もう少し私は聞きたい。

○山崎昇君 それじゃ、次の質問に移りたいと思

うのです。

○政府委員(佐藤達夫君) はでとかじみとかいうのは、ちょっとボキャブラリーの乏しさを露呈し

たことになりますから、これは撤回しておきますが、要するに、この十七条の十の場面ということになりますというと、先ほどはでなどと言いました

と、十七条の十でやるとすれば、具体的なことを人事院はどう考えておるか、この点を重ねて聞いておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) はでとかじみとかいうのは、ちょっとボキャブラリーの乏しさを露呈し

たことになりますから、これは撤回しておきますが、要するに、この十七条の十の場面ということになりますというと、先ほどはでなどと言いました

と、十七条の十でやるとすれば、具体的なことを人事院はどう考えておるか、この点を重ねて聞いておきたい。

○山崎昇君 それでは総裁ね、これはすぐ人事院の所管でもありませんし、何でもないんだけれど、ものの考え方としてお聞きをしておきたい

が、恩給審議会から出ているのは、消費者物価年金制度との均衡をも勘案しながら十分検討してまいりたいと、こういうことに尽きることでございます。

○山崎昇君 それでは総裁ね、これはすぐ人事院の所管でもありませんし、何でもないんだけれど、年の考え方としてお聞きをしておきたい

が、恩給審議会から出ているのは、消費者物価年金制度との均衡をも勘案しながら十分検討してまいりたいと、こういう年に尽きることでございます。

○政府委員(佐藤達夫君) この種の事柄の扱いについて、大体本俸あるいは毎月毎月の分として

きめられている所定の額を基準として算定されていますが、一般的のあり方でございますし、したがつて、この公務員災害補償法でも一般的のそういうた

て考え方をとつていて、まあ、そこまでひとつお答えさせておいていただきます。

○山崎昇君 それじゃね、第四条に、二項に書いてあること、あんた、どうなりますか。本俸だけではありませんよ。俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手

当、隔遠地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、寒冷地手当、それに人事院の規

則で規定されるものも、全部含めて平均給をとつてあるんじゃないですか。私からいえば、ほとん

どといつていいくらい、その人に支給される給与額は全部入れて平均給をとつていて、なぜ期

末、勤勉手当だけ入らぬのか、どうしてそれだけ除くのか。私は特殊勤務手当や、あるいは隔遠地

手当や、そういうもののよりも期末手当のほうがもっと一般的だと思う、これはどの職員にも全部

支給されるのですから。ところが特定の人間しか支給されないものまで入れて計算をしておつて、

一般的に支給するような期末、勤勉手当だけ平均給から除くということは、私はどうしてもこれ

は納得できません。なぜこれだけ除いたのか、も

う一ぺんひとつ恐縮ですけれども、御説明願いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどのお答えは、本俸だけということではありませんので、本俸であるとか、あるいは要するにその月その月に支払われるものを基礎にしてこういうものは算定しているのが普通の例でございましょうという趣旨を申し上げたので、いまの制度で、この場合でいいますと、たとえば災害前三カ月の支払い給与ということで押えている。その基本の問題としては、やはり基礎としては三ヶ月におけるその月その月分として与えられたものの平均による、これは一般のこの種の法制のもとにおいての通則となつております。したがいまして、特に異を立てるべき筋とも考えませんので、このままの形をわれわれとしては踏襲してまいつておると、こういうことでございます。

○山崎昇君 それでね、總裁、私は去年あなたに期末手当の性格を聞いた。あなたは私に対して、毎月俸給の中に入れるべきものなんだけれども、入れてない部分について、これは日本の慣習もあつて、年に二回か三回に分けて入れる。ですから期末手当は、あなたの定義に従えば、性格はうなれば当然期末手当についても、方法論はいろいろあるにしても、私は入れるべき性格のものでないのか。そうでなければ、あなたのこの私に対する答弁はいいかけんなことになつちやう。ですから、平均給与について期末、勤労手当はやっぱり入れるべき性格のものではないのか、こう思うのですが、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) だいぶ前の答弁を御記憶におとどめいただきまして光榮と存じますけれども、しかし、申し上げたことは間違いないと思ひます。そのとおりのことを申し上げました。この問題についてその話がすぐ結びつくものやらどうやらとというところまで考えずに当時はお答えされましたけれども、ひるがえつて考えてみますというと、それじゃ期末手当というものを

やめて、もう一括払いをやめて、各月の俸給の中にもうしばらくしてしまつたらどうだと、むしろそつこのほうの問題に私は考える。これはいままでの、先ほど触れましたようないろいろな制度の基の考え方を前提にすれば、それが結論になるのではないかと思います。ところが、その期末手当ではないかと思います。ですから、この期末手当の分も、それじや毎月毎月ばらしちやつて、毎月の俸給に分けて払つてしまつていもんかということも、また利害得失の問題になりますから、これはこれとして、期末手当の扱い方の問題として、十分また御検討いただきなければならないのぢやないか。事柄の性質はそういうことじやないかと思ひます。

○山崎昇君 そんなことを私は聞いちやいませんよ、あなたに。期末手当というのは何ですかと聞いて、毎月の払う俸給に払うべきものが入つてないのを、ただ一年に二、三回に分けて払つて、こうあなたが言うから、それじやいるのだと、こうあなたが言うから、それじやあ、こういう平均給与をとるときには、当然毎月払うべきものとして、足りない分なんですからね、だからその分を入れて計算すべきじゃないですかと、こう聞いています。期末手当の性格をどうするかといふのは、別に私らの見解があるから、別な金がほしいなという気になって、これは初めから貯金しているわけじやなくて、みなその月その月で使つちゃつて、どたんぱになつて貯金があつたらしいなという気持ちを私は起こすと、ほかの皆さんはどうか知らぬが、ということを申し上げたのですけれども、まあこれはごく卑近な例でござりますけれども、期末手当のまあ長所といふものがあるのじやないか、一括して払うとの長所といふものもあるのじやないか。そういう点はよほど慎重に考慮いたしませんと、簡単に割れ切れないのじやないかといふのが私どもの気持ちでございます。

○山崎昇君 いや、期末手当だけを俸給に割ることを言つておられるわけです。そういうお考えはありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあその月その月、過去三ヶ月という、平均三ヶ月といふことでいえば、その月その月のものははつきり計算できることが望ましいと、したがつて、隔離地手当にしろ何しろ、みなその月分として月々払つてあるものでありますから、計算の基礎になりますけれども、

も、期末手当のようには、これまた期末手当そのものがいろいろな基準があつて、就職したばかりの人もおりましようし、いろいろまたそういう点の違いがござりますから、給与局長がおるかおらぬ本の考え方を前提にすれば、それが結論になるのではないかと思います。ところが、その期末手当ではないかと思います。ですから、この期末手当の分も、それじや毎月毎月ばらしちやつて、毎月の俸給に分けて払つてしまつていもんかということも、また利害得失の問題になりますから、これはこれとして、期末手当の扱い方の問題として、十分また御検討いただきなければならないのぢやないか。事柄の性質はそういうことじやないかと思ひます。

○山崎昇君 そんなことを私は聞いちやいませんよ、あなたに。期末手当というのは何ですかと聞いて、毎月の払う俸給に払うべきものが入つてないのを、ただ一年に二、三回に分けて払つて、こうあなたが言うから、それじやあ、こういう平均給与をとるときには、当然毎月払うべきものとして、足りない分なんですからね、だからその分を入れて計算すべきじゃないですかと、こう聞いています。期末手当の性格をどうするかといふのは、別に私らの見解があるから、別な金がほしいなという気になって、これは初めから貯金しているわけじやなくて、みなその月その月で使つちゃつて、どたんぱになつて貯金があつたらしいなという気持ちを私は起こすと、ほかの皆さんはどうか知らぬが、ということを申し上げたのですけれども、まあこれはごく卑近な例でござりますけれども、期末手当のまあ長所といふものがあるのじやないか、一括して払うとの長所といふものもあるのじやないか。そういう点はよほど慎重に考慮いたしませんと、簡単に割れ切れないのじやないかといふのが私どもの気持ちでございます。

○山崎昇君 記憶にとどめて……。総裁の真剣な答弁でありますから、私はその程度でやめておきたいと思います。

次に、災害補償法の二十二条に関連をして、人事院の公示第八号、昭和三十年の十月十日に出てゐるわけですね。これによるといふと、福祉施設というのが一覧表として載つてゐるわけです。おもにこの福祉施設は労災病院が指定をされているわけですね。ところが私は、この一覧表をずっと見てみると、昭和三十年の十月十日に公示をされて以来、一つもあとふえていない。特に、四国と北陸関係については何にもない、一つも指定病院がない。これは一体、この二十二条にいう福祉施設というのは、どういうふうに考えられるか。考へられておるのか、お考へがあればお述べいただ

きたいし、私はこのあなたのはうからもらったこれまで見てるのですが、もしもこの第八号以後に新たに指定したというものがあるならばお知らせをいただきたい。こう思うのです。

○政府委員(島四男雄君) これはだいぶ前にこの指定をして、それ以後指定しておりません。で、その後だいぶ當時とも——そういう関係につきましてもう少しいろいろ検討しなければならぬということで、検討してまいりてゐるわけでございますが、本年中にこれの新たな指定を行ないたいと、このように考えております。

○山崎昇君 防衛庁長官來られたから一時中断をする約束なんですが、そうすると、あなたのほうは、この福祉施設の指定についてはいま検討中だとうのですね。その際、いま指摘しましたように、これを見るといふと、四国と北陸、何にもないのですね。これはやっぱり適當な施設がないということですか。あなたのほうは、そういうところにこういう施設をつくるという考え方がないといふことなんですかね。それはどっちですか。もしもつくられるというならば、何か計画があればお聞きをしたいと思う。

○政府委員(島四男雄君) ただいま御指摘の地域にその後この種の病院ができましたので、そういうことも勘案しながら新しく指定したい、このよううに考えております。

○政府委員(島四男雄君) 四国には四国労災病院がでてきておりまし、それから金沢労災病院、それぞれその後新設されましたので、これも追つて指定してまいりたいと、このように考えております。

○山崎昇君 もう少し聞きたいのですがね、いま防衛庁長官來られたようですから、一応私の質問これで保留しておきたいと思う。

○委員長(井川伊平君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(井川伊平君) それでは速記をつけます。

議事の都合により、本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(井川伊平君) 次に、国の防衛に関する調査のうち、再び米軍の演習場に関する件を議題といたします。

○伊藤頭道君 関係当局からの御出席は、増田防衛庁長官、山上防衛施設部長官、鎌江施設部長、以上の方々でございます。

○伊藤頭道君 質疑のある方は順次御発言を願います。

○伊藤頭道君 私は太田大泉米軍飛行場返還に関する建設予定ですが、この一連の関係分野について、すでに午前中施設部長官にお伺いいたしましたので、大臣に対しましては、これら一連の問題

連いたします新島射爆場建設、まだできませんから建設予定ですが、この一連の関係分野について、すでに午前中施設部長官にお伺いいたしましたので、大臣に対しましては、これら一連の問題

のうち、特に重要な点に問題を二つ三つにしぼって以下お伺いしたいと思いますので、ひとつ責任ある御答弁をいただきたいと思います。

この問題の経緯について一口申し上げますならば、昭和三十四年十二月の当委員会で、当時の赤城防衛庁長官に對して、私が太田大泉米軍飛行場返還問題を取り上げてお伺いしてからこの問題が始ったわけです。そのときに、当時の赤城長官から私に、こういう意味の御答弁があつたわけです。昭和三十四年十一月の委員会で、おそらく明春三月末には返還できるようになつたします。こういう意味の御答弁があつたわけです。それから長官は現増田長官まで、数えますと、ちょうど十代目になるわけです。約十年間に十代の長官がそれ

までの立場から国会の場で約束されてきたことがいまだに実現しない。そういう中にも、太田大泉並びにその周辺では、ジープの誤投下事件をはじめ、數回にわかつて誤投下事件があり、しかも、

赤城さんが、明年三月までにと公約されたといふことは、私速記録を読んでおりませんが、伊藤さんがおつしやるのですからそのとおりでございましょう。

○國務大臣(増田甲子七君) 伊藤さんから、太田大泉の物資投下の飛行場の返還につきましては、私は自身昨年の防衛二法の際に、この内閣委員会において御質問を受けております。それに対するお答えは、早期に返還をいたして、群馬県民百六十万の方におこたえいたしたいというのが私の答えでござります。

○國務大臣(増田甲子七君) 伊藤さんの御指摘の、約十年前に太田大泉地区は、首都圈整備法に基づく制約から、付近一帯は工場地帯として指定を受けておるわけです。そういうような事情もあって、地元から、付近一帯は工場地帯として指定を受けておる

ましたので、そのつど地元民はもう返還しと見れて、工場誘致の場合を想定していると施設をやつたり、いろいろの万事万端準備を整えてまいりましたけれども、そのつどこれはむなしく予定に終わつたということで、地元の人たちにとって終わつたということで、地元の人たちにとって終わつたといふことです。

そこで、長官にお伺いしたいわけですが、国会で責任ある大臣が、期日を明確にして返還の約束をされたことが、約十年間正確にいうと九年間たつた現在たゞいま、いまだに解決していないということは、きわめて遺憾な問題であるわけです。この問題は、前に防衛二法の問題を本会議で質問した際にも、佐藤總理は、そういう問題があるとするならば、まことに遺憾千万であるから

早期に解決の努力をしたいという意味の本会議での答弁もあつたわけです。もう十年近くもなるこの課題を、ひとつ何とかこの辺で公約を果たしてもらいたいというのがお伺いしたいと思います。

○國務大臣(増田甲子七君) 伊藤さんから、太田大泉の物資投下の飛行場の返還につきましては、私は自身昨年の防衛二法の際に、この内閣委員会において御質問を受けております。それに対するお

答えは、早期に返還をいたして、群馬県民百六十万の方におこたえいたしたいというのが私の答えでござります。

すれにいたしましても、伊藤さん、群馬県民の皆さんの御期待に沿うために、早期返還に努力をしません。それで、いろいろの万事万端準備を整えてまいりましたけれども、そのつどこれはむなしく予定に終わつたということで、地元の人たちにとって終わつたといふことです。

そこで、長官にお伺いしたいわけですが、国会で責任ある大臣が、期日を明確にして返還の約束をされたことを、ばかり知れない物心両面にわたる損害を受けてしまつたわけです。

て観光開発事業をいま促進しておるさなか、こうしたことで、国立公園の中に物騒千万な射爆場が建設されるということになると、うつかり行くと、あぶないということで、観光開発事業に相当大きくななることも容易に考えられるとと思うわけです。

いますが、わけて大きな障害は、この地元の強力な反対、そしていま御指摘申し上げた十五都県の漁民の反対、また、この新島については、たしかに三十五年であったと思いますが、防衛局のミサイル試射場の問題で島民が真二つに賛成反対に分かれ、大きな闘争が繰り返されて、島民は基地反対闘争には相当な訓練を受けておって、相当強い確信を持っておる。しかも、東京都と村を相手に、その試射場に通ずる一村道とか、あるいはその中にある一地区については、これは反対派の人々のいわゆる権限がある、そういう問題で訴訟をして起こして、東京地裁は一応東京と国並びに村に対する敗訴の通告をしておる。こういう深刻な問題もあるわけです。

を切り抜けて新島にいわゆる射爆場を建設しようとするのは、尋常一様では実現されるとは思えないと思うんですよ。この数々の障害に対しても、防衛庁長官としては一体どのように取り組まれる所信なのか。佐藤内閣の一翼をなつておる防衛庁としても、日ごろからいろいろと民生の安定ということはいつも口にされておるわけです。基地に伴う民生安定ということは強調されておる。午前中、施設庁長官からも、民生安定には意を用いたいという意味の御答弁があつたわけです。しかし、これらの障害と民生安定ということはなかなか両立しないわけですね。そういう難問が控えておるわけです。事ほどさようにむずかしい問題が横たわっておるんですが、防衛庁長官としては、

な相関関係にあるということは、御指摘のとおりでございます。そこで、新島を選ぶに至った経緯は、長官あるいは部長等から詳細に聞いておりまして、そして提供するということが、水戸の射爆場の廃止に伴うわれわれの負つておる義務でござります。これは昭和四十一年の六月に日米共同声明がございまして、その中に、新島の一画に射爆場が設けられるならば、水戸の射爆場はその面積を六分の一にしてよろしい。それから太田小泉の飛行場も取り上げますということが書かれてございました。これは日米双方で研究した結果が、日米共同声明になつておるのでございまして、閣議にもそのことが報告され、閣議了解になつております。

そこで、技術的のことはすみやかに米軍側から御返答申し上げますというのが、過日返答がきましたわけでございまして、その返答の中に、御指摘のように常に漁業について制限いたしたいというのが百平方キロでござります。それから、射爆の演習をするときだけ漁労のことを制限いたしたい、それが二百平方キロでござります。それから山が百メートルの海拔のものを約二十三メートルにいたしてほしい、七十尺ばかりにしていただきたいという申し入れがござります。これはいずれもわれわれから見まして、米軍の申し入れは妥当ものであると、こう考えております。費用のことまでは、われわれはまだ計算しておりませんが、海岸から——私もあそこを飛行機で数回旋回してみて、まだ降りたことはございませんが、硫黄島の往復の途次、両方とも低空を飛びましてよく見てみましたが、百メートルの山があるために乱気流の危険があるそうでございまして、しかもこの伊豆七島というものは、大島その他、わりあい接岸し得る島もございますが、海岸から絶壁の状態になつておる島がわりあい多くございまし

ござりますが、防衛施設局が何年もかかつて見えたので、そこでほかの島もずいぶん見たのは見たのであります。従来米軍いたしましては、あの南端に山脈があるわけでございますが、結局新島の南端部で、現在防衛庁が使っておるところを試射場兼射爆場にいたす、こういう線が出てきたわけでございます。

ございまして、南北に長い島を東西に横切った分水嶺があるわけでございます。その分水嶺の北を約二キロ半くらいい離れたところに本村が西に面してござります。そこで一番北に、本村の約十分のくらいいの人家——一番北にございますその人家のない一番の南端を、ここのことをお願いいたしたいといふことを、アメリカもわれわれに頼んでおるわけでございます。ございまするが、分水嶺の北まで指定するということはよろしくないとして、そしていまのところは六十万坪の陸地となっております。ただ海面を百平方キロ制限するということは、新島の本村に対しましてもなかなか御迷惑をおかけいたしますが、また沿岸漁民、十五都県の方々に対しても非常な迷惑をおかけするわけでございます。

それから御指摘のとおり国立公園でございます。そこであらゆるそういうような条件を、御満足のいくように配慮いたしまして、また政府側といたしましても、一応閑議了解を得た線ではございませんが、最近国立公園になつたことは御指摘のとおりでございまして、観光資源による収入というようなものも、新島本村の方も相当期待していますが、ふくらむるようによりうことを施設局にいま配慮さしておるわけでございまして、政府関係諸機関の同意を得ることはもちろんのこと、地元の東京都知事、東京都議会あるいは直接の地元である新島本村の村長、村議会、村民各位の御同

意を得た線で、初めて射爆場を設定いたしたい。
○伊藤顯道君 次に、時間がありませんから、問題をしぼつてお伺いいたしますが、米軍のこの新島に対する意向というものを検討してみますると、どうも水戸射撃場返還についての誠意というものが考えられないような気がするわけです。もちろん、その適当な代替地があれば水戸を返還する、水戸を返還して——一部は残すわけですが、一部は残して、そこに太田大泉の飛行場は移す、そういうことであるわけですから、代替地が新島でどうかということを提案したのは防衛庁なわけです。そういう問題ですが、これに対して過大な要求とも思われる、百メートルの山を十五、六メートル、あるいは二十メートルに削りたくない、そういう意図があるなら、いま少し実際に実現可能な条件を出してしかるべきだと思うんですね。そういう点は一体どうなのかということをおわせて、いま米軍は、水戸射撃場ではナーバーム弾とか、あるいは五百ポンドの爆弾、こういう大じかけのものは現在は使用していないわけですからどちらも伝えられるところによると、新島に射爆場ができれば——もちろん将来の問題ですが、ナーバーム弾とか五百ポンドの爆弾を、いわゆる実際に射撃演習に用いるという意向が漏されてるように聞いておるんですが、この点は一体どうなるかと、いうこと、この二つをあわせてお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(増田甲子七君) 私は、予算委員会の総括質問の際にもお答へいたしましたが、陸地のことでも相当研究してみたわけでございます。本土の中に。ところが、射爆の性質上、迷惑を及ぼす範囲が相當広いというわけでございまして、なかなか百平方キロという地点は、この本土の中にはないわけでございます。で、物量投下だけでしたら太田大泉の飛行場のかわりに、相馬ヶ原とか、

あるいは渡良瀬川の遊水地とか、いろいろなことを考えてみましたが、それの近所にだいぶ人家があるが、百平方キロの安全地帯を見るということはなかなか困難でございまして、われわれが新島というものを一応候補地に選んだわけでございます。あらゆる方面のコンセンサスを入れないと、施設はできないことは、前提として伊藤さんにおいても御了解願いたいと思います。

そこで、アメリカの誠意というものは、私は新島を出していつて、そして無理難題をふっかけたといふうには考えていいのでございまして、いまの水戸の射爆場でも、當時漁労の制限というのが百平方キロございます。しかし土地は三百五十万坪でございまますから、相當広いものでござりまするから、演習時だけ制限するという、あの二百平方キロというものはないわけでございますが、まず実害といたしましては、おそらく百平方キロのほうも、それから残余のその先のほうの二百平方キロのほうもあんまり実害はない。ことに二百平方キロのほうはないと思っております。何しろ射爆をしてみるのは、七百万坪の新島南端だけです。そして米の誠意——あとは百メートルの山を二十三メートルに削らせるということは、いかにも無理難題のように見えますけれども、乱気流で落ちられてもこれは困りますし、乱気流がどうも発生する危険があるということは、自衛隊の飛行機でもしばしば実験をいたしました。アメリカ側でも空軍を使いまして実験いたしましたが、乱気流のおそれがある。そして山を削って低くしますといふと、乱気流発生の余地がないということです。それから一面、海岸すれすれにずっと飛んでき

て射爆をするかもしれないのにございまして、海岸すればそれに来たものが急に百メートルでは、まあ引つかれて事故も起りやすいというので、二十三メートルというのは七十尺でございますから、七十尺前後のところでしたらそれくらいの低空飛行をしてまいりましても、おそらくそれ以下の海面の飛行ということはないございましょうから、ますます無難である。これは彼我双方にとって迷惑をかけたり、かけ合わなかつたりするということでござりまするから、米軍側の出した条件には、私は誠意が乏しいとは考えておりません。

それからナパーム弾を演習するかどうかということ、終括質問の際もお聞きになりましたが、あまりお答えするひまがございませんでした。訓練の態様等は、今後日米双方において協議をして、その態様以上の射爆はいたさないということにいたしておりますから、どうぞその点は御安心を願いたいと存ずる次第でございます。

○伊藤頭道君 いま長官からもお答えのあつたようには、日本の国は非常に狭くて逆に人口が多い。どこへ行っても人間が密集成しておる。そういう日本領土内に、こういう大じかけの射爆場を選ぼうとする、これは尋常一様ではないわけです。そういうことで、防衛庁は一応新島を選んだという意向でありますけれども、それは、なるほど長官もおっしゃったように、百メートルの山を四百億もかけ、三年間も費やし、それは削ることは技術的にはそう過大な要求ではないでしよう。それは私も同感です。金をかけ時日を費やしたら、技術的にそれはできることですから。ただ、それに伴う大きな犠牲があるわけですね。それは繰り返しませんが、先ほども申し上げたいわゆる水域の問題、漁民に対する補償の問題、いわゆる国立公園としての問題もあるし、いろいろいろいろかと思うのです。そこで、こういうふうにあらゆる障害を乗り切り、そうして結局難問を解決して、かりに新島に射爆場ができると仮定しても、これは何年先かわからぬわけですね。一番大きな障害は

地元民を中心とする強力な反対であろうと思ふんです。新島の南端の端々、あの高地はもうほとんど村の所有地ですね、村有地。その村の所有地である村の議会が何回も繰り返し反対の決議をあげています。こういうことですから、容易なことではないと思ひます。五年先、十年先になるかわからない。いま世界の動きは目まぐるしく転変しておるわけですが。そのころになると結局そういう演習場や射爆場などは必要としない、いわゆる平和な世界になるかも知らぬ。それは何人もここで保証できないわけですね。そういう情勢も当然考えられるわけです。そういうあらゆる犠牲を払って、ここで無理に强行建設したところではまたそういう問題が出てくるわけです。一体、日本をめぐる世界の情勢について現時点に立つて長官としてはどういうふうにお考えになるのか、そのお考えに基づいておそらく新島に射爆場をおつくりになろうとしておられるかと思うのですが、この点は一体どういうふうにお考へか、この機会にお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(増田甲子七君) 百メートルの山を二十三メートル削るという点については御了解いただいたようございまするが、四百億円かかるという点はどういうところを根拠とされたか、伊藤さん、私はわかりませんが、こちらの試算では四、五十億円かかる。そうしてまた自衛隊の施設部隊がおそらくやりましようから、普通の土木工事よりも五分の一くらいでできます。彼我両方にとつて有益である。乱気流等でへたに墜落をいたしますと新島本村にも迷惑をかけましようとしたしますから、山を削るということは私は常識的な要請である、こう考えております。

それから世界の体制についてどう考えるか、これは話が長くなりますが、私は省略させていただきますが、現下の客觀情勢に照らしまして、国連憲章第五十一条に基づいて各国が二国間もしくは数国間の集団安全保障条約を締結しておるわけでございます。そこで、日本には米空軍が実力部隊として配置されております。あと米陸軍は補給部隊と

横田に、両方聞えますというと一航空師団の数だけおります。そこで、南のほうには適當なる射爆場がございまして、やはり米空軍も日米共同して共同の危険に對処するという立場において、精強なる部隊として存在してもらわないと困るわけでございまして、そこで、南のほうには米空軍の射爆場は一カ所、所あるだけござります。北の三沢には一カ所、合計二カ所でござります。その一カ所目が水戸の射爆場で東海村の原子力研究所その他に、民生にも非常に悪影響を与えておりますから、できるだけ早く引つ越したい。こういうわけでござりますから、新島の方に御迷惑がかかることも私は万々承知いたしておりますが、それがなるべく御迷惑がかからないよう、新島の方もりっぱに民衆が安定するように、あるいは交通方面から見れば従来よりくなるように、それから漁業者の関係もよくなるよういたしてまいりたい。世界情勢のことと伊藤さんがお聞きになるのは、世界情勢が変転すればそういうものを置く必要がないじゃないかという意味の御質問だと思います。当分の間は安保体制のもとにおいて施設あるいは区域等を提供する義務がある、その義務を履行するために新島を考えておる次第でござります。

ね。とも言えません、どちらとも言えません。たとえば有事駐留すれば、結局一応、米軍は日本から撤退することになる。そうしますと、現在の水戸射撃場をそのまま自衛隊は引き続き使用するということには世論がなかなかこれを許さない。そういう事情もあって、そうかといって東京の近くのあのような、水戸のような地点に自衛隊が新たにそういう基地を建設することにもなかなか容易ならざる世情がある。そういうことから、さしあたって、新島なら都心から離れておつて、この際いろいろ過大な要求を米軍はしてきておるけれども、これ幸いに、この際無理を強行して新島に射爆場をしつかりとつくつておけば、米軍は、冒頭申し上げたように、たとえば有事駐留などで引き揚げた際、自衛隊はそのまま引き続いで使える、こういうような意図もあって、ばかに新島の建設に意欲を燃やしていると、そういう点はうかがえるわけです。はたしてそうかと私がお伺いをすれば防衛廳長官の立場からは、いやそんな意図は毛頭ございませんと、そうお答えになろうかと思うのですが、そのところはひとつ正直にあかしていただきたいと思うのです。この点はいかがでしようか。

定なんだということで世間にPRしたときに、安保条約改定は困るというような世論が出てくるのではないかとも私は思っているのですよ。安保条約を改定しないことには有事駐留できないんですから、いじらないことには。ですから、これは改定でございます。ですから、なかなかいま自動延長といつていいる側も、一九六〇年の当時を忍んで、これでは内輪の対話として申し上げますするならば、えらいことであるから、第十条第一項というものは、国連の安全保障の効力が發揮されたと日米双方が認むる時までは、この条約は有效地に存続するという第一項に力を入れまして、だが、しかし「もつとも」という字でその次に続いておるわけでございまして、その「もつとも」以下よりも、原則のほうに力を入れるというのが自民党の中の有事駐留自動延長論者でございます。いずれにいたしましても、安保条約の堅持という立場で臨んでおりましたから、引き揚げの際に自衛隊がそこを取つてかわらうとかいう、そういうことは考えていないのでございまして、あくまでも現在の安保条約に基づいて日本国が背負つておる施設並びに区域の提供という義務を果たすのが、条約というものは信義の原則によつて貫かれております。どの条約でもそうでござりまするが、その条約に従いまして施設並びに区域を提供する義務が日本政府にある、こういう立場で提供せんとするものでございました。

府、自民党は立場上いわゆる改正をねらつておるでしょう。そのいずれの場合でも、たとえば有事駐留になることがあり得るし、野党的熱望が通れば無条件で撤退する。その場合、米軍は、要は撤退した場合のことをいまは仮定して申し上げたわけです。米軍が撤退すれば、自衛隊はそのあとを引き続いて使用するには新島が一番かつこうの地にじやないかという意味のことを伺つておるわけですね。むろん、したがつて、将来のことですから、前提が仮定になるわけですね。そういう考え方が防衛厅にあるのではないかという点についてもお答えいただきたいと思います。

○国務大臣（増田甲子七君） 現実の問題としてひとつ議論させていただきたいと思います。また答弁させていただきたいと思います。日米安保条約は現実に存在しておるわけであります。それに基づいて提供せんとしておのが、まだ新島その他とのコンセンサスを得ておりますが、提供せんとしておのが新島のわれわれの予定地でござります。その予定地が提供された場合には、現在でも――現在でもといつても数年かかりましようけれども、その場合には自衛隊も射爆に使つてよろしいというような了解を米軍から得ておるわけでございまして、それから米軍が撤退後ということは、われわれは安保条約の堅持という立場で、しかも前提として答えるといつてもその後のことはまだ当分の間はちよつと答えてくいということなうと思います。

すから、水戸の一部に移った太田大泉の飛行場を
とは全的に返還になるわけです。太田大泉はそういうことが実現するわけですから、新島で五年、十年問題が解決しない間は、水戸も、したがって、太田大泉もいまだに解決しないことになりますね。そうなると、冒頭申し上げた太田大泉飛行場を、国会の場で一国の大臣が確約したことがますますもつて実行できないことになるわけですね。これはしかたがないで済まされる問題だとお考えか、これは容易でないと思いますね。大臣といふものは、それぞれ重大な責任があるわけですね。重大な責任のある立場で、しかも国会の場で公約されておるのでから。それは政府の言いわけ的なことはいろいろございましょう。ございましょうけれども、大体は日本のような狭い土地に山ばかりの国に人口が一億も住んでる。そういうところで米軍の要求するような広大な基地をつくるうとする自体が無理があるわけです。だから、一番いいのは日本につくることをやめて、アメリカ本土へ帰れば膨大な平原があるのでから、土地があるのでから、そこでそういう特殊な訓練はやつたらいいわけで、そういうことを新島に選んだと思うのですが、そういうことになると、あつともこっちにも響いてくるわけですね。水戸の射撃場についても同様のことがいえりであります。それがてきてから、いわゆる陸續きの東海村に原子力研究所ができる、非常に条件が悪くなつたわけです。そこへ米軍の演習のための誤射、誤爆が相ついで起きた。そういうことで衆議院の科学技術特別委員会あたりでこれが問題になつた。そういうことも新島に移そうとする一つの誘因であろうかと思ひますね。そういうこともありますあって、水戸はどうしても返還しなければならぬことになつたわけです。太田大泉については先ほど来繰り返し申し上げてるので、もうことばをはさみませんが、当然これも返還してしかるべき

十年たっているから二十年の問題になる可能性があるのです。これはまだ申しわけないでは済まされぬ問題だと思いますが、一体どうなさるつもりなんですか、水戸にしろ、太田大泉の問題にしろ。その点を最後にお伺いして、本日のところこの問題に対する質問を終わります。

○國務大臣（増田甲子七君） 国連憲章第五十一条
に基づいて二国間もしくは数カ国間の安保条約が、アフリカとか、その国以外では大体において締結いたしております。中南米も米州機構というものがあるわけでございます。その基礎は国連憲章第五十一条でございます。日本の安保条約もしばしば国連憲章の第五十一条に触れているわけでございます。いろんなことをした場合には、国連憲章に基づいて安全保障理事会に報告しるというような規定があるわけでございまして、NATO、ワルシャワ両安全保障関係におきまして、ソ連あるいは米国の軍事基地が西ヨーロッパ等にはたくさんあるわけでございまして、現実の問題といたしましては、日米安保条約はその二国もしくは数カ国間の安全保障条約の一様である。そこで全保障条約に基づいて、アメリカに行つて練習してこい。それで、日本には練習はおらないで、ただ練習済みの者だけおれと言つても、これは無理な話じやないかと、私は常識上考えておるわけでございます。そこで三沢には——三沢と横田と加えて一飛行師団であります。その一飛行師団のものが、岸・ハーダー交換公文にいうわゆる常時配置という、その配置という姿でおるわけですから、配置という姿でおるからには、相当の演習をして日本におつて、そうしてその存在によつて、その訓練によつて戦争を防止できる、日本国民の平和と安全、生命、身体、財産を守り得る、危険に對処できる、こういう精強なる部隊として米軍にもつてもらうということが、信義の上からいってわれわれの、というのは、日本国との、条約を結んでおるのは日本国でございますから、日本国といえば政府になりますが、その政府というのは、広

義の政府は行政府であり、立法府であり、司法府である。狹義の政府は行政府であるわれわれでございますが、施設を一飛行旅団に一ヵ所ぐらいたる提供する。三沢は一飛行旅団でございますが、両方の飛行旅団を加えて一飛行師団になるわけですが、一ヵ所ぐらいたる出さないで、アメリカへ行って練習して、そして日本に来てやつたらいいじやないかというようなことは、ちょっと無理な注文で、ちょっとわれわれとしては申し上げかねまするし、また良識ある国民の皆さまも、一つの基地くらいはやって、そうして得るところが大きければいいじゃないか。関東平野において得るところはきわめて大きいわけであります。三百五十万坪が解放される。太田大泉の飛行場も民生のために解消されますが、そろそろ五年、十年かかるなどと言はずに、やはりかけ声は五年、十年などということをおっしゃいますと、政府側も長官もたびたびかわりますが、のんきになってしまうといけませんから、やはり二、三年ということにして、そして太田大泉の飛行場を早く返して、わが群馬県のためになる、わが茨城県のためになる、こういうふうに言つていただきたい。私は、いま施設庁が三年かかるということをほんとうは言つておりますが、あなたは五年、十年と言つておりますが、これは三年かかる。これはコンセンサスを得たり、工事をしたりする關係で三年かかるというのを二年くらいでやれ、かけ声だけで、二年というのは二年半ぐらいになるかもしね。ませんが、二年くらいでやるというふうに防衛庁においては指示をいたしておるようなわけでございます。

す。赤城さんも二十四年の十二月に、おそらくもう明春三月までには返還できるようになつたします。そういうふうに歴代の防衛庁長官は、太田大泉米軍飛行場返還に関する限り、信頼はおけない。もうこれは理屈じやない。歴代の長官がみな約束をしてきた。したがつて、ここで新島射撃場が移り、そんななまやさしい問題じやないということを、先ほど来時間をかけて強調してきているわけです。したがつて、そういう問題もさることながら、新島が進行できなければ、水戸の射撃場が移れぬわ、水戸が移らぬと太田大泉も移らぬ。その経緯はわかり過ぎるくらいわかっている。それはわかつておりますけれども、国会の場で大臣が約束をしたのでしようが。それが十年かかつてまだ了解しないのは、一体これはどうなさるかといふことを最後にお伺いしているわけです。これは、申しけございませんでは済ませぬ問題だと思うのです。この一点だけ、本日についてはお伺いしておきます。

○國務大臣(増田甲子七君) 従来、赤城さんは下、ほとんど赤城さんの約束を踏襲して約束をしている責任があると、私は感じております。そういう点につきまして、御期待に添い得なかつたことは遺憾に存じます。

そこで、陳謝をいたしましてお願いをいたしますことは何でございますが、ひとつお願いがございますが、群馬県の国会議員、知事さんが超党派的に、また、茨城県の知事、国会議員が超党派的に東京都のほうへも頼んでいただきまして、五年、十年というのを三年ぐらいにして、そうして迷惑を受ける方もございますが、できるだけ迷惑を——したがつてむしろ福音に、災いを転じて福音となすというような方向で政府を督励しているか

○伊藤顯道君 それはお話をならぬわけです。なるほど太田大泉は群馬県の問題で、私は群馬県です。だから、この問題にも、特に地元の問題でもあるし、率直に申し上げますが、取組んできたわけです。しかしながら、群馬県の議員であるということはまだ日本人であるわけです。日本人としての立場を私は忘れたことはない。そういう意味で、太田大泉以外ならどこへ物資投下訓練を持つていつてもいいとは、一言半句も言ってないわけです。人さまの、人間の迷惑にならぬところ、危険にならぬところ、そうして地元が丁解するところ、そういうところを指定しているわけです。私はもう太田大泉以外ならどこへ持つていってもけつこうだということは言わないわけです。それは、なるほど群馬県とすれば太田大泉が全面返還になれば群馬県の大きな利益になります。なりますけれども、それが犠牲を伴うようでは相ならぬという考え方は、日本人として同時に持つているわけです。だから、そういうことを両者相配慮するとなかなかむずかしい問題で、したがって、今まで未解決で来たと思うのです。したがって、群馬県以外をあげて要請している。伊藤もひとつその方面に頼んでくれといわれても、新島の情勢が、先ほど來申し上げてきたような多くの問題を含んでいるわけです。したがって、私としても、そういう論へ同調するか、しないかなっていうことは、おのずから明白になつてくると思うのですね。おわかりですか。それはとにかく、お互に立場はありますけれども、私の立場もいま言つた群馬県人としてと申しますけれども、また日本人としての立場を捨ててないわけです。まあこの問題は、本日はこの程度にしておきます。

○委員長(井川伊平君) 本件につきましては、本日はこの程度にいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時九分散会

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月一日)

一、国家公務員災害補償法の一部を改正する法
律案

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共事業に從事する國等の建設關係現場職員に「現場手当」支給に関する請願(第三三四七号)(第三三六三号)(第三四五一号)

一、公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願(第三四〇一号)(第三四〇二号)(第三三四〇四号)(第三四〇五号)(第三四〇六号)(第三四〇七号)(第三四〇八号)

一、公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願(第三四〇九号)(第三四一〇号)(第三四一一号)(第三四一二号)(第三四一三号)(第三四一五号)(第三四一六号)(第三四一七号)(第三四一八号)(第三四一九号)(第三四二〇号)(第三四二一号)(第三四二二号)(第三四二三号)(第三四二四号)(第三四二五号)

一、旧軍人の恩給に関する請願(第三三四八号)
第三三四七号 昭和四十三年三月二十九日受理
公共事業に從事する國等の建設關係現場職員に「現場手当」支給に関する請願
請願者 熊本県鉱託郡鈴田村大字八分字二九八ノ一 上田安孝外五千百七十名

紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第三三六三号 昭和四十三年三月三十日受理
公共事業に從事する國等の建設關係現場職員に「現場手当」支給に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県建設技術協会内 信田正雄

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第三四〇四号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 広島県安芸郡倉橋町八九四 喜多村後夫外五十名

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇五号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 長崎市錢座町三ノ三 篠崎勝義外四千三百九十六名

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第三四一六号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島県加世田市益山八、二七

第三四五一号 昭和四十三年四月二日受理
公共事業に從事する國等の建設關係現場職員に「現場手当」支給に関する請願
請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ二長野県建設技術協会内 小川一外九千八百三十六名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第三四〇一号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島県国分市上小川二、二六一九 岡元宏典外四十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇七号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島県阿久根市波留六二二ノ二川崎利心外五十一名

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇八号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 新潟県村上市大字岩船一、九〇四 菅原松雄外五十一名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四〇九号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島市吉野町二、二七〇 伊集院久文外五十二名

紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一〇号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島市吉野町二、二七〇 伊集院久文外五十二名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一一号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 上野嘉明外五十二名

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一五号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島市鴨池町一、〇七〇一

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一六号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島市新生町三〇ノ八 渡辺馨外四十九名

紹介議員 長崎市錢座町三ノ三 篠崎勝義外四十九名
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一七号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島市鴨池町一、〇七〇一

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一八号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島市新生町三〇ノ八 渡辺馨外四十九名

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一九号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島県加世田市益山八、二七

第三四二号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 鹿児島県引佐郡細江町氣賀一、〇五一
内 伊藤敬一外五十名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二三号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡三ヶ日町都築一、〇九三
加藤英夫外五十二名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二四号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡細江町氣賀一、〇五七
滝口忠一外四十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二五号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡細江町氣賀一、〇五七
滝口忠一外四十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二六号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡細江町氣賀一、〇五七
滝口忠一外四十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二七号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡細江町氣賀一、〇五七
滝口忠一外四十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二八号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡細江町氣賀一、〇五七
滝口忠一外四十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二九号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡細江町氣賀一、〇五七
滝口忠一外四十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二二号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡細江町氣賀一、〇五七
滝口忠一外四十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二三号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡細江町氣賀一、〇五七
滝口忠一外四十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二四号 昭和四十三年四月一日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 静岡県引佐郡細江町氣賀一、〇五七
滝口忠一外四十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

紹介議員 羽生 三七君 九 木場達雄外四十九名
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一七号 昭和四十三年四月一日受理

公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願

請願者 広島県神石郡三和町大字高森甲四

一六ノ二 的場利通外四十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一八号 昭和四十三年四月一日受理

公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願

請願者 静岡県小笠郡小笠町下平川一、九

〇四ノ一 園田嘉津男外四十九名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四一九号 昭和四十三年四月一日受理

公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願

請願者 長崎県松浦市志佐町浦免一、〇五

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二〇号 昭和四十三年四月一日受理

公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願

請願者 長崎市滑石町二、〇二三 本田秀夫外五十名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二一号 昭和四十三年四月一日受理

公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡大潟町大字潟町三

三七ノ七 吉田浩外四十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二二号 昭和四十三年四月一日受理

公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願

請願者 鹿児島市裏師町六四龜田アパート内

原田幸子外四十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二三号 昭和四十三年四月一日受理

公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願

請願者 長崎県諫早市小船越町五七一 石橋雅之外五十一名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二四号 昭和四十三年四月一日受理

公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願

請願者 岐阜県益田郡萩原町奥田洞一一

紹介議員 今井利長外五十二名

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二五号 昭和四十三年四月一日受理

公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願

請願者 静岡県沼津市大岡上石田二、六八

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二六号 昭和四十三年四月一日受理

公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願

請願者 茨城県那珂郡大宮町村石九四九軍

九ノ一 小川喜久外四十八名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三四二七号 昭和四十三年四月一日受理

公務員の恩給に関する請願

請願者 恩会大宮町支部内 富山清外二百

六十一名

紹介議員 郡 執一君

旧軍人及び遺族が多年請願陳情をしていいる未解決の左記事項について実現を図られたい。

一、恩給法第二条の二に基づき仮定俸給年額を改定すること。
二、加算年を旧文官と同様にすべて恩給年額の計

算に算入すること。

三、仮定俸給年額の号俸格付けを旧文官みなに引き上げること。

四、一時恩給の年限を実在職連続三年に是正すること。

五、旧海軍特務士官等の仮定俸給年額を是正すること。

六、旧法に定められていた各種の職務加算を復活すること。

七、抑留加算を南西諸島等にも適用すること。

八、戦犯拘禁期間はすべて在職年に算入すること。

九、海外抑留者はすべて帰国日に退職したこととする。

十、公的資料なき者に対する履歴の認定は、戦友等の正当な証明によることとする。

第8号中正誤

ペシ 段 行 誤

ペシ 段 行 制

一 三 二 付 記 誤

一 三 二 付 記 誤

付 記

付 記

正

正

第10号中正誤

ペシ 段 行 誤

二 二 行 制

二 二 行 制

三 三 付 記

三 三 付 記

終 わり

今 後

三 三 付 記

三 三 付 記

再 会

再 会

今 度

今 度

再 開

再 開

解 决

解 决

伊藤順道君

伊藤順道君

昭和四十三年四月二十四日印刷

昭和四十三年四月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局